

行政文書公開決定通知書

30観名保第38号
平成30年5月22日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年5月8日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	• 18/1/30 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会（第25回）議事録 • 18/3/6 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会（第26回）議事録 • 18/3/30 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）議事録 • 17/11/20 開催「名古屋市産業・歴史文化・観光戦略特別委員会」名古屋城視察時の議論の中身がわかるもの				
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	午前 平成30年5月23日 午後	時		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488				

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会（第25回）

議事録

日 時 平成30年1月30日(火) 10:00～12:40
場 所 名古屋能楽堂 会議室

出席者 構成員
北垣 聰一郎 石川県金沢城調査研究所名誉所長 座長
赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師 副座長
千田 嘉博 奈良大学教授
宮武 正登 佐賀大学教授

オブザーバー
洲崎 和宏 愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐

事務局
観光文化観交流局名古屋城総合事務所
教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室
観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室

石垣部会構成員としての今後の活動の考え方について

議 事
報 告
配 布 資 料

- ・本丸搦手馬出周辺石垣工事計画（案）について
- ・天守台石垣周辺調査について
- ・特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）について
- 本丸搦手馬出周辺石垣工事計画（案）についての資料
天守台石垣周辺調査についての資料
特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）石垣関係主要部分抜粋

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>議事に入る前に、副座長の互選ができていませんでしたので、副座長の互選をここでしたいと思います。どなたかご推薦をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
北垣座長	大変遅くなつて恐縮ですけど、赤羽先生に、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしようか。
赤羽構成員	はい。
北垣座長	では先生、よろしくお願ひいたします。
事務局	赤羽先生、よろしいでしょうか。では副座長を赤羽様にお願いしたいと思います。赤羽様、ひとと言お願ひいたします。
赤羽副座長	赤羽です。精一杯、北垣先生らとともに石垣の整備を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
事務局	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>4 本日の議事について</p> <p>それでは資料の確認をいたします。会議次第1部、座席表1部、会議資料が各1部です。それでは議事に従つて進めていきたいと思います。</p> <p>まず議事に入る前に、石垣部会構成員としての活動の考え方ということで、北垣座長からお願ひしたいと思います。</p>
	石垣部会構成員としての今後の活動の考え方について
北垣座長	石垣部会の構成員としての今後の活動の考え方については、お手元に届いているかと思います。2か月以上にもおよぶ部会の中止というような事態に至りましたことにつきましては、すでに文面で申し上げているとおりです。そういう中において、私たちも、揚手馬出曲輪の石垣整備について真摯に取り組んできました。その上で、石垣の安全性の確保についても、慎重にやらせていただいたと思います。それが結果的には大変長時間かかりますが、これは石垣部会そのものの責任ということではないと思います。名古屋市側の事情もある中で、しっかりとやってまいりましたが、いまは後半の段階にあるが、水面足場の構造的なことについて作業中である。これは我々が、ひとつの責任としてやらなくてはと思います。あと、以下のことにつ

	いては、申し上げることもありませんので、とにかく誠実に文化財としての本質的な価値であるところの石垣を、しっかりと部会で進めたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございました。構成員の皆様方から、何かございますでしょうか。
北垣座長	私は今、枕というようなことを申し上げましたけど、ここに至るまではいろいろな経緯がありました。そういうこともありますので、ぜひ先生方からそれぞれの意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願ひします。
赤羽副座長	1月17日付で私どもが、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会の今後の活動方針について、あらかじめ、あらかたお話をありましたけれども、具体的にはいくつかの問題点といいますか。なぜ私たちは石垣部会を中断しているのか、ということについて4つほど見解を挙げさせていただきました。それに対する事務所さん側の対応と言いますが、ご回答は先程のご挨拶の中では、あったようななかったような、わけのわからないところがあります。私どもが、この再開を決意したというのは非常に大きな重みがあると思います。それに至った中で、事務所の意見を、4つの指摘に対するお考えをぜひ伺っておきたいと思います。その点を踏まえて、お答えいただきたいと思います。私が聞きたいのは、西野所長さんのご挨拶に関して、です。
事務局	<p>1月17日にいただいた活動方針についての事務局の考え方ということですが、この時5点、いただいています。まず1点目は、瀬口全体整備検討会議座長に対して、発言の撤回と謝罪を引き続き求めることについて、事務局はその石垣部会からの要請の執行を継続することということです。事務局としては、石垣部会のこの要請を受け止めまして、瀬口座長に対してこれからも引き続きお伝えをし、ご意思を確認していくことを行っていこうと思っています。</p> <p>2番目に揚手馬出の修復に関して、石垣部会の活動と用務に軌道修正するということでいただいています。先ほど北垣座長からもお話がありましたように、本丸揚手馬出の石垣の修復事業につきましては、先生方のご指導をいただきまして、私どもも着実に修復を進めたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>3点目の文化庁記念物課による特別史跡の現場変更許可の方針が固まっていない調査、整備事業については、今後も当部会での審議対象とはしないことといただいています。私どもとしては、今後いろいろと石垣を保全するという観点、あるいはこの名古屋城全体をいろいろと整備するという観点の中で、先生方にいろいろご審議をお願いしたいことについては、今後ご相談をさせていただいて、審議対象となるものについてご審議をお願いしたいと考えています。</p> <p>4番目につきましては、藩政期以前のあらゆる遺構の保存と安定化に反する行為に対しては、これを排除する目的に立った指導、提言を当局に向けて行う。名古屋城本来の旧状への回復に努めるということです。今後も、いろいろな名古屋城としての考えていることを先生方にご相談する中で、例えばこれは審議対象ではないというものについて</p>

	<p>ても、できればご報告をさせていただいて、その中で先生方からのご提言などをいただけるものについては、いただければと思っています。</p> <p>5点目は、本丸北西隅一帯で開始された石垣、堀跡の保全に必要なデータを収集するためのトレーニング調査ですけれども、専門的見地からの指導や、調査成果の評価に係る検討を再開することということです。これについても先生方のご指導のもとで、しっかりととした調査をしていきたいと考えています。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p>
赤羽副座長	<p>特に1番の瀬口座長の発言について引き続き、決して許しているわけではありませんので、今後も事務局として厳正な対応をお願いしたいというのが一点。それから3番目に文化庁が許可していない案件等について、私どもが審議の対象としないというのはいろんな面で申し上げていることです。今後もそのことは、わきまえていただきたいと思います。</p>
宮武構成員	<p>こちら側で、1月17日付で提出させていただいた今後の活動方針の声明文は、この会議の中では皆様のお手元にはあるのでしょうか。</p> <p>ここにもないわけで。出したほうですから、ないのは当たり前としても、室長補佐のお手元にはあるのですか。</p>
洲崎オブザーバー	ございません。
宮武構成員	ないですよね。どういうふうに審議するのですか。
事務局	申し訳ございません。今から配りますので、よろしくお願ひいたします。
宮武構成員	<p>会議次第の項目として上がっているので、当然ないとどうしようもないでの、待たせてもらいます。</p> <p>もうすでに市政記者室に渡している内容ですから、別段オープンでも構わないと思います。全員のお手元にあってしかるべき内容だと思うのですけれども。</p> <p>最初にお尋ねしたいのは、西野所長からもご挨拶をいただきました。今、赤羽副座長の質問にも確認させていただいた内容にも、お答えいただきました。私どもは、西野所長のほかに、まずもって文書上の冒頭にありますとおり、名古屋市長河村たかし様宛に出しているわけです。今のお答えは、河村市長の代弁といいますか、市長のお考えをお答えいただいたということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	はい。それで結構でございます。
宮武構成員	その上で、それでしたら2、3。赤羽先生もおっしゃっていたように気になりましたのは、この中の4番目です。天守台も含めて、藩政期以前の保存するべき遺構、工法を排除するような目的に立った指導、助言、これについては否定的な形をとらせていただきたい。さらには

	文化庁記念物課が、方針的にこれは政府としての現状変更届が通ったか通っていないかではなくて、この事業自体が現状変更の対象に足りると、文化庁が認めていないもの、また認めるに至っていないもの、これについては当然この部会の中の審議対象には上がらないということが書いていましたが、先ほど西野所長のお答えの中で、場合によってはそういう方針には合致しないものもありますが、私どもとしては報告をさせていただきますとお答えいただきました。これをもう少し詳しく説明していただけますか。
事務局	今いただいている項目を踏まえて、進めさせていただきたいと思っています。まず審議対象にされるものされないものということについては、文化庁がどのように事業を捉えているかということの中で、各構成員の先生方にご判断をいただけるものというふうに考えています。その審議対象となりませんよ、といったものの中で、例えば我々が計画したものに対して、先生方から審議対象ではないけれども、これに対してはそれが例えば、この4番にあたるようなそういう行為にあった場合に、指導をあるいは提言をいただくということがあり得るという意味で、先程申し上げたということです。
宮武構成員	この内容に規定していないことでも、必要があれば上げてくるということですね。
事務局	私どもとして考えていることについては、できるだけ、それが審議対象でなくとも報告をさせていただいたほうが良いのかなと思って、先ほど申し上げました。その中で不適切なものがあれば、ご指導いただけるとありがたいなと思っています。
宮武構成員	わかりました。一応そういうものも議題には挙げてくると。ただしそれは審議対象ではなく、報告であるということです。できれば部会、本会で大もめになる前に、事前にそれはこなされたほうが安全ではないかとは思います。そういうご姿勢にあるという事は理解できました。 私どもとして確認させていただきたいのは、この会というのは本来の特別史跡名古屋城跡の保存、未解明の部分で将来的に不安定な要素を取り除く、それからすでに失われてしまいました貴重な日本の近世城郭の代表とする様々な構成要素を回復する、これを目的として組会しているものと認識しています。それに基づいて、従前から大変なダメージを負ってきた本丸の揚手馬出の石垣の修理。これを主目的として実施していた途中で、現段階で文化庁記念物課がご理解いただいているのか、ご推奨していただいているのかは、まだ認識していませんが、天守という問題が横から出てきた。私どもはそれについて、事業的に位置づけがどのようなものが、認識するに至っていません。会としてこれが審議対象となり得るかどうか、ということについてはまた別問題であると思います。したがいまして、もとの線でありますこの名古屋城の保全について、最も近々に必要な事項について引き続き検討していく。そういう筋道にもう一回戻すというふうに認識している次第です。今回提起した内容というのは、真新しく何か突如として現れたものではありません。前々回からずっと、このコンセプトでやって

	<p>いることを、再度確認させていただいたと認識しています。そういう事情でこの会に再度座らせていただく。そういう判断を私としてはさせていただいた。</p> <p>因みに、今こういうような喋り方をしていますのは、項目の表題が、会議次第を見ますと、石垣部会構成員としての今後の活動ですから。構成員ということは、一人ひとりの意見を述べなさいということですね。石垣部会という組織の今後の活動の考え方ではなくて、構成員として考えるということで、そういう述べ方をいたしました。ここについては石垣部会としての組織的な位置づけとして、今後の活動を考えると解釈してよろしいですね。</p>
千田構成員	<p>もうすでに先生方から話がいろいろあったところですが、この部会の再開にあたってということで申しますと、これについては先ほど所長さんからも、石垣部会の意を受け止めてということで、それは市長さんもお考えが一緒だということでした。例えば今日の資料の中にもあります、資料の1です。本丸揚手馬出の石垣の修理工法についてのいろいろな資料がついています。石垣部会がこれまでにしてきたということは、単に石垣が傷んでいるから、それを外してもう一度積み直せばいいという。それをしてきたというわけではなくて、どうしてこの石垣が今この大規模な解体修理をしなければならないかということで、その原因を突きとめて、そしてこれから何百年も先、それをより安定させるかたちでいかに今の知識、技術の粋を集めてそれを直していくか。まさに見に来られた方の安心安全、それから文化財としての価値というものを、いかに未来に伝えていけるかということを、知恵を絞って議論をしてきて、今、修復の工事に取り掛かっているところです。そういう意味で申しますと、全体整備会議の座長の方の発言というのが、いかに当たっていないかというか、不当というか、事実に反するものであったということは、明らかであるわけです。石垣部会がこれまで、いかにそういった安全を担保できるかということを考えながら。一方で、名古屋城の石垣は、その辺の土留めの石積みではありません。国の特別史跡、つまり遺跡としての国宝です。わが国の遺跡の中で最も価値があると位置づけられている石垣を、私たちが議論に加わらせていただいて修理をしていくという、大変重い責務を負っています。安全安心ということはもちろんであり、一方で文化財としての価値といったものも間違わずに担保していくということの両立を図るということで、資料1にありますように、この石垣の変形、変動というものが地盤に起因する非常に軟弱な地盤に向けて造られたところあります。そこの変動を防ぐことができれば、この石垣の強度というものを飛躍的に高めることができる。しかし、それをコンクリートで固めるといったような乱暴なやり方ではなくて、伝統的な粋工法を基本にして、それに工夫をする。そういうことで、今積んでいる石の過程に徐々に入ろうというところに至っているというところです。石垣部会が、これまでに議論してきたことで申し上げますと、名古屋城の安心、安全、未来に向かってというところで、石垣部会が実は、1番の実際の実務を実行して議論してきたわけです。その点は、名古屋城総合事務所の皆さんも一緒にその仕事をしてきたということですから、よくご理解いただいていると思いますけれども。全体整備計画の座長の発言を、報道などを通じて聞かれた</p>

市民の方というのは、一体いざれに真実があるのかというのが、なかなかわからないというところがあつたのではないかと、その点非常に危惧をしています。そういうことがこの再開にあたっての意思表明であると。また今回の再開した部会にあたって、こういう議論というのを最初に議題として掲げているという、非常に大きな行為であると思います。

それからもう一つ、今日この部会を記者の方がたくさん傍聴されていて、冒頭の撮影も全国的にもこれほどカメラが入ってという部会といふのもなかなかないのではないかと思います。今日は市民の方の傍聴もたくさん来ていただいているが、これは再開前の昨年の部会でも繰り返し申し上げたことになります。この石垣部会というのは、まさに先ほど先生方も言わわれたように、特別史跡の名古屋城の本質的な価値を持っている石垣を、最も重要な国特別史跡としての構成要素であります。その現状を把握して、修理が必要なところがあれば、適切な修理をするということの議論をしているわけです。今、本丸揚手石垣とあわせて大天守台の石垣の根石に関わる発掘調査、それから遅れています、本来であればもっと早くそういうデータがあるべきだったのですが、名古屋城全体の石垣カルテ、基本的な石垣の把握、といったことについて部会で議論してきたということになります。最初に申しましたように、これらは特別史跡の本質的な価値を持っている石垣の保全、あるいは整備ということに関わる議論です。それ以上でなければ、それ以下でもないわけです。従来の報道でしばしば見受けられていた、私自身は心を痛めていますが、この石垣部会の活動が天守の木造復元のための露払い、事前調査であるかのような報道というものが横行しているというか。そういう論調で、ほぼ常に語られているのは、昨年の会議の部会でも申し上げましたように、まったく間違った報道なわけです。宮武先生からもお話がありましたように、私たちは文化庁の指導のもと、国の特別史跡の石垣の保全、整備、あるいは修理ということの議論をしているわけです。文化庁でまだオーソライズされていない、現状変更に関わる事前の調査の審議をするというのではなくて、法の手続きに反することではあります。そういうことについては、従来も行っていないことです。今回の宣言は、改めてこれからはこういうことについては議論しないと言ったものではないです。今までもそういうことについては、一切議論していないわけあります。なぜかということを、何度もご説明しているのですが、なかなかそれが取材してくださっています記者の方にご理解いただけていないところが多いように思います。国の特別史跡の整備については、その認可権は、文化庁が現在の法律、文化財保護法の条項で持っています。名古屋市さんが、天守を木造で復元するということを、たとえ市長が判断した、あるいは市議会がそれを認めたといっても、それはそういう形で史跡の整備ができるかどうかということとは、まったく関係がないことです。現状で申しますと、文化庁の文化財に関わる復元検討委員会というところがありますが、そこで名古屋城の木造天守の審議ということは議題にも上がっていない。1秒も審議していないという状況ですので、何かそれが決まっている、あるいは決定されたことだと考えて、いろんな報道を、石垣部会もすべきだというふうに考えるのは前提として間違っているわけです。しかも、そういう変更をするためには、まず文化庁の定めいろいろな法、文化財保護法の関連法規

	<p>がありますので、前提として保存活用計画といったものの中で、それがオーネライズされているということが最低限の前提条件です。それがあつて初めて文化庁としての議論のテーブルに乗る、文化庁としてはその提案を受ける前提が整うというところであります。今名古屋市がしておられることは、今、手元にその案というのが来ていますが、こういった保存活用計画を文化庁とともに最終的に決定をして、名古屋城の特別史跡としての本質的な価値を高めるため、あるいはそれをしっかりと示すためには、現在の鉄筋の天守、それにいろいろな問題があると伺っていますが、その耐震補強ではだめであつて、木造天守にすることが真に特別史跡を活かしていくことの中で不可欠な行為であるということを、文化庁とともに決定をしていく。それがオーネライズされた後に初めて、では木造天守にしていくための調査や手順はどういったものが適切であつて、具体的な復元設計というものが適切なものかどうか、そういうものが議論されていく。それについては当然、本来の文化財としての価値は石垣にありますから、石垣がしっかりと保全されているかどうかということが、担保されているかどうかというのも求められるということになります。そういうことで申しますと、現在の名古屋市が進められている方向は、法的な適切な手順をとらずに、市として独自に天守の木造復元のことを議論されているということに過ぎないということです。だからこそ天守の復元に関わる部会には、文化庁の調査官は多分1度も出席していない。文化庁が一切預かり知らないことであるからです。その点、この石垣部会と天守閣の復元部会というのは、まったく立ち位置が違っている。もとから法の上でのくつついているところが違うということを、十分に理解した上で、今、取材してくださっている記者の皆さんには、市民の方あるいは全国の方に報道をしていただきたいと思っています。そういうところをご理解いただいていないと、なぜ石垣部会が部会を中断したのか。なぜ再開にあたって、こういったこれからの方針、方針といったことをこれほどしつこく強く言っているのかということを十分ご理解いただけていないのではないかと思っています。名古屋市の総合事務所の皆様、それから名古屋市の関係の皆さんについては当然、石垣部会の立ち位置、あるいはなぜこういうふうな事態になったのかということをご理解いただいていると思います。これは個人の感想ですが、部会に対しての説明と、あるいは市役所として、記者の皆さん、あるいは市民に向けてという時の説明に、大きな齟齬があるところがあったのではないかという気がしています。この部会では、当然文化財としての石垣の保全、保護ということを前提の議論になりますが、あたかも市でも石垣の調査や検討が進んでいることが、天守の木造復元に直結することであるかのような説明をしてられたようなところがなかったかどうか。それについては、この再開の石垣部会というのを機に、ぜひ襟を正して、誤解を受けるようなことがもし仮にわざかでもあったとすれば、そういうことが今後ないように、正しいかたちでの情報の発信というのを、ぜひ、していただきたい。これは感想ですから、印象ですから、誤っているかもしれません。そういうことはないということかもしれませんけれども、その辺についてはぜひお願いをしたいと思っています。</p>
事務局	北垣座長、構成員の皆様方ありがとうございました。それでは議事

	に移っていきたいと思います。本日の会議の内容は、本丸搦手馬出周辺石垣工事計画（案）について、をはじめ、2項目についてです。ここからの進行は、北垣座長に一任したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
	5 議事 (1) 本丸搦手馬出周辺石垣工事計画（案）について
北垣座長	石垣部会として今後の活動の考え方ということにつきまして、それぞれの議員から聞いていただきました。それでいよいよこの議事ですが、まず1点目としまして本丸搦手馬出周辺石垣工事計画（案）ということで、これから進めていきたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。
事務局	(資料説明)
北垣座長	いくつか今回の調査の目的、昨年度の実施されてきた杵工のことです。杵工というのは伝統技術の世界で、江戸時代の段階で全国の主要な河川遺跡ではこの工法を使っているわけです。それを今回採用したことです。今、上の方が動態観測という、まさしく石垣の変異というようなあたりを確認していく作業をこれまで継続しております。2のほうは、現状の捨石を動かさないでやっていく。そういうような中で、いろいろとご質問をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	昨年度の施工の状況の写真がありましたので、スライドを次へいつてもらっていいですか。これが杭を打設した状況です。東面を南から見ている状況です。次の写真をお願いします。これが杭を打設した状況になって、貫が通っていないのですが、杭同士をつなぐ貫をこの後施工しているような状況です。次の写真をお願いします。これが捨石を施した状況です。これが東面で北から見ている状況で、この辺りに杭の頭が見えているかと思います。捨て石を前面に施工している状況になっています。次の写真をお願いします。実際は水が上がりますので、こういったふうな形になります。施工の状況というのは全て水面下に没します、普通の状況では見えないということになります。
宮武構成員	図の2番の一番左下、杵工北面断面模式図の中のレベル+4、この下の石垣の、今回捨石で覆う石垣と、このDLの4のラインの石垣の間のちょっとした段差、これが慶長の築城段階と天和の復元段階との組み込みのずれですよね。今、スライドを見せてもらっていいですか。ここですかね。
事務局	その部分になります。

宮武構成員	次の写真をお願いします。隠れています。ですから4よりも上までは網羅てきて、ずれこみの部分も捨石で抑えられるということですね。
事務局	はい、そういうかたちになります。
宮武構成員	標準設計よりもちょっと上に。
事務局	多少上がっています。
宮武構成員	上がっています。この通りいっとしまうと、かえってまずいなと今思つたのですが。むしろこの右側の東面の断面模式図の枠のずれのところスレスレのところまでは、完全に現場で当たって調整しているということですね。
事務局	はい、そうです。
宮武構成員	それなら大丈夫だと思います。下の過去の現存している慶長の始築期、最初に作られた石垣自体を抑えるだけではなくて、枠工法自体重要なのは、前にもともと捨てられている捨石自体を、間に松杭を打ち込むことで締め込むという利点もありますので。それだけではなく、さらにこの上に復元していくというものの自体を耐えさせなければなりませんから。腰回り自体を改めてこういうがっちりとした捨石で、ずれこみの部分まで抑えてくれるということが重要だと思います。この工法ならば、安全性について十分配慮しているという判断ができると思います。
北垣座長	いかがでしょうか。ほかに何かございますか。
千田構成員	これは29年度の修復工事ということでありますけれども、現状としては大天守台に関わる根石の埋蔵文化財調査と並行して、この工事を行うという理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい。そのように考えています。
千田構成員	そうしますと、大天守台の根石の調査に関しましても、文化庁を含めて名古屋城の調査の体制というのが、万全なのかどうかということについてはかなり強い懸念が示されまして、石垣部会としてもそれについては不十分であると、そういうふうに中断前に指摘をしていました。それから名古屋城は国の特別史跡で、わが国の埋蔵文化財としても最も高く評価されている遺跡ですので、こういった特別史跡の文化財に関わる調査を委託などの形態で行うというのは、全国のどの特別史跡、あるいは史跡の調査であっても見たことがないという状態です。名古屋市さんは、特別史跡の調査を委託ってきておられた。そういうことを繰り返してこられたわけですが、それに

	ついても文化庁からも適切とは言えないという指導が、この部会の場でもあったというふうに思いますけれども。両方を並行して行うということになりますと、それに伴う学芸員の増員体制が担保されているので、同時並行で2現場、特別史跡内の調査あるいは修復活動を行うという理解でよろしいでしょうか。
事務局	名古屋城総合事務所の調査研究体制についてご指摘いただき、名古屋市の方といたしましても、充実に努めているところです。私自身も文化財調査の担当ということで、11月よりこちらに参った者です。今お話をですが、天守台の石垣の調査につきましては、教育委員会の文化財保護室から職員の協力をいただいているので、そちらで進めているところです。掲手馬出のほうは先ほどご説明申し上げました市澤に加えまして、私も文化財担当といたしまして調査に関与いたしますので、できるだけの体制をとって進めていきたいと思います。今後も充実に努めていく所存ですけれども、今年度つきましては、その体制で進めさせていただこうと思っています。
千田構成員	そうしますと、大天守のほうの発掘工程の調査の担当者として出しているのは、市澤さんではなかったですか。文化庁に提出した書類と実務との間のずれが生じていませんか。そういうことはないですか。
事務局	おそらく、現状変更の書類は市澤の名前で出しているかと思います。適切なものになるように対応させていただこうと思います。
千田構成員	という事は調査担当を変更するということでしょうか。
事務局	どのような手続きを取るのがふさわしいのか、にわかにはお答えできませんけれども。実態に沿うかたちにさせていただこうと思っています。
千田構成員	そんなことができるのでしょうか。今のご説明ですと、限られた学芸員がその2つの特別史跡に関わる。どちらも極めて重要な調査、あるいは修理に伴う調査があるのだけれども、兼務の態勢で両方の現場を兼ね合いながら進めるというようなご説明であったように聞こえました。そもそも文化庁に提出されている現状変更の許可の前提に至ります発掘調査の届出と、調査自身の実態というもののが生じているということがあるというのは、非常にきれいなことではないです。その辺りのところを、どのように考えるのか。将来的には調査の体制を充実させますということではなくて、すでに今年度内、2つの現場を同時並行で行おうとしておられるわけですから。将来の問題ではなくて、この調査をする、この石垣修理工事に伴う調査の体制をしっかりと充実するということがなければ、適切にこの調査ができるという前提の体制が担保されていないということになるわけです。今後努めます、というような回答では不十分ではないかと思います。

事務局	先ほどご説明しました、少しずつ今調査体制、人員の充実に努めておるところです。その中で教育委員会から協力をいただいて、人員を派遣していただいているという面もあります。そういう体制も含めて今年度適切に実施していく様に、文化庁によくご報告をした上で、ご相談をしながら進めていきたいと思います。
赤羽副座長	調査人員の問題は、非常に大きな問題ですので、しっかりと考えていただきたいと思います。その前に、揚手の工事そのものの工期が迫っているわけです。今1月の末でしょう。2月です。その中で事前に掘削部分の調査をし、なおかつ枠組みを施工するということが本当に年度内に可能なのかどうかということを、非常に危惧するわけです。そこらへんは大丈夫なのですか。
事務局	その辺りに関しましては、昨年度の実績等から割り出して大丈夫であると考えています。
宮武構成員	市澤さん、そうやって、やってしまうから、体制の変更がないわけです。無理にやってしまうから、いつまでも増えないじゃないですか。ちょっとこれは年度末なことですし、人事のことですから、どうしても行政上ではナイーブな側面が出てくる話ですので、踏み込んだご回答をこの場では、事務局ではなかなか難しい部分があるだろうと思います。それを承知したうえで、西野所長さんからお聞かせいただきたいのが、今回の3か月近い中断の中でいろんな情報が我々の中にも入ってきたのですが。総合事務所としてはやはり熊本城ですかとか、あるいは金沢城並みまでに急にはいかないにしても、今、赤羽、千田両先生がご懸念いただいているような問題も含めて、もう少し文化財としての調査、研究に特化したような別セクションを作っていくみたいと、そういう方針があるんだということをちょっと耳にしたのですが、これはどの程度まで本筋の話なのでしょうか。
事務局	今後の調査研究の体制についてですけれども、今ご指摘いただきましたように私どもとしては、先生方の今の特別史跡の保全という中の名古屋城の体制が非常に貧弱であるというご指摘も踏まえまして、内部でも検討いたしまして、熊本城あるいは金沢城を1つの手本として、私どもが検討しながらそういう調査研究組織を作っていくべきであろうということを方針として持っています。先の経済水道委員会の中でも、そういう方向で進めていきたいというふうに申し上げているところです。来年度につきましては来年度予算の関係もありますので、具体的には申せませんけれども、来年度もさらに充実に努めて、そういう体制を作る準備ができるような、そういう方向に持っていきたいなと考えています。
宮武構成員	そういう方針は、お持ちだということですね。なかなか教育委員会の部分だけでは、独自では判断できないところは私も承知しています。これは市長さんサイドの名古屋市全体の職員の人事枠という、市

	<p>澤さんだけではどうしようもないことははっきりしているわけですから。この場で市長部局のほうの方の責任がある程度ある方がいらっしゃれば、ちょっとご意見を伺いたいところではあるのですが。とにかく事務所としては、そういう方針を持っているということを確認したいと思います。</p>
北垣座長	<p>1つと言つていいのか、2つと言つていいのか、天守台の問題も関わってきますので。今の学芸員の問題それから嘱託の問題、これはなかなか本当に大変なことだらうと思います。</p> <p>今この議事の1つ目、本丸搦手馬出の工事計画案につきましては、大体先生方、今のような課題も含めてこれでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>2つ目の、これから特別史跡名古屋城としての核心の部分です。本質的価値、名古屋城の天守台でいうところの本質的価値というのは、どのような意味を持っているのか。まず天守台石垣周辺調査についてご説明をいただいてから、先生方が質問の学芸員、嘱託を絡めた問題がこれから予想されるということです。これまで総合事務所として、工程上必要な中でこれまで実施されてきている報告を受けるわけですが、先程の問題とも絡んでくることとして、名古屋城の天守台、議事にありますところの石垣周辺調査について、私のほうから先に申し上げたほうがいいと思います。</p> <p>特別史跡としての名古屋城天守台石垣の文化財調査のことです。当然それが今の学芸員の問題、それから嘱託の問題が絡まってきます。まず1つ、総合事務所の基本方針、つまり文化財調査に対する基本方針です。そういうものをどういうかたちでもって、これまで検討をしてきておられるかということです。これはいざれきっちりとまとめて、本当に基本方針として何をすべきか、という問題になってくるかと思いますので、聞いてください。私はこの特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する枢要な遺構、それを石垣に置いています。この石垣の確実な保存ということは、この史跡保護の大前提にあるという位置づけであります。今後の史跡活用ということにあたりましても、石垣の本質的価値の保存に影響を与えないということが、整備全般についても1つの前提条件になってくるということです。対象となる石垣遺構の本質的価値について、これからトレンドを含めて顕在化させる。そしてそれを実体化させる。見えるかたちにしていく。そして現状を具体的に把握して、それを資料化する。そういう作業はこれまでになされているわけですが、そういう過程がこれから非常に大切といふか、不可欠であると。そういうことが整備における文化財調査でありまして、保存目的の行為であるとする点が重要、学術調査ということと、その目的が違うのではないかと。あくまで学術調査が主体ではなくて、保存を目的とした調査であることです。トレンド調査につきましても、これは現在、壊っただけの状態です。それについて、それをどのようにこれから考えていくか。天守台掘りの価値というものを見出すために、トレンド調査のどこをどのように掘り考えていくか。</p>

保存のためにどうしたらいいのか。こういう目的なのです。例えば調査の内容とか方法なのですが、これは今も触れましたように学術研究目的と、どちらかというと共通するような部分があるわけです。保存目的ならではの調査というものが、2つあると思います。共有できる共通するもの。つまり保存の調査と学術調査というものが入ってくるものを「共通」としますと、例えば石垣の構築技術、例えば勾配の問題、これも大きな問題です。それから石材加工の問題があります。それから施工方法というような問題があります。当然のことながら、名古屋城がどのようにして今日に至っているかというような修築歴といいますか、そういうこともあるでしょう。「独自」の問題としては、この石垣がどのような形でもって、今日のように変形してきたか、そういうことの可視化。つまりそれを目で表していくというような技術。いわゆる動態観測といいますか、つまり石垣がどのような変状をきたしてきたのか。当然のことながら1番大切な安定性の解析技術。こういうようなことが、結局「独自」で考えなくてはいけないということです。この調査というのは、保存目的であることを中心に据えることを、明確にした上で実施しなければならない、ということだと思います。名古屋市さんが作られているところの全体計画、その全体計画に則って、この調査をやるところの取り組み方をどのように位置づけるかということがあると思います。簡単に1つの実態を把握するというだけでは、学術調査ではないのですから。保存目的の行為としての問題意識を明確に持っていくことが大切で、次に報告があると思うのですけれども、何のために何を確認しているのだ。それから保存とどのように関係するのかということを、その過程できっちりと整理していく必要があるのではないかと思います。そういうことの中で取り組んでいくと。今度のトレンチ調査というものにつきましては、まだ議論を全然しておりませんけれども、この議論がこれから名古屋市としての文化財としての保存を、保存としての調査をどのようにしていくかなくてはいけないか、非常に大事なところに立っているのではと思います。これからはこの調査の全体計画というものを立てて、その上で目的に応じた個別調査をしていく。そういうことが必要になると思います。ザルで受けたような形でもって、わかりましたという大雑把なことではなく、目的を細かく絞って、その中で本当の天守台の良さと、いろいろな課題というものを明らかにしていく。こういうようなことは全国的にもあまりやられた例がないと思います。これは先ほど千田先生が言われたように、やはり特別の史跡ですので、とにかく村、町そして市、それから県があり、そして国があり、さらにその頂点に立っている特別史跡名古屋城だからこそ、やはりしていただく必要がある。つまりその学芸員の数というような構成を考えていく際にも今のようなことを十分に念頭に入れて取り組んでいただく必要があるのではないかと思います。あと細かい事は現場でいろいろと考えなくてはならぬことですけれども。これから石垣部会が再開して、調査方針を考えていく際に確認をしたいことは、名古屋市には埋蔵文化財の学芸員がおられるわけです。しっかりとした学芸員がおら

	れるわけです。この仕事は名古屋市と総合事務所が1つになって、一体化した中で仕事をやっておられるのですから。そういうような中で、1つの方向性に従って、各該当する目的の課題を1つずつ検討しながら、これから調査をしていく計画の原案を出してもらいたい。それで我々は部会としては、出された原案のものを、改めて専門的な観点に立って助言させていただく。こういった、やはり保存を主体にした文化財石垣としての基本的なスタンスというものを、名古屋市で確立していただきたい。そのあたりを内部でもう少し検討していただく中で、今日の話の、天守台石垣周辺調査についてに入りたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。
	(2) 天守台石垣周辺に調査について。
事務局	(資料説明)
北垣座長	いろいろ、いわゆる文化財調査の前の基礎的な調査ということです。そういうように理解していいですか。
事務局	石垣の現況を把握するための調査です。
北垣座長	はい。それでは先生方のご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。
宮武構成員	事実確認をさせてください。今日出していただいた資料は、とりあえずできあがった分だけという言い方をされました。特に石垣の立面図であれ、横断図であれ、オルソ図であれ、天守台の北側が中心にはなっていますけど。これをちょっと整理していただきたいのは、石垣カルテの情報を出しているのか、それとも天守台に特化した測量図ですか横断図を取りたいがためのものなのか。一つにてんこ盛りにしているので、審議するランクを、何の資料をどういうふうに提出しているのか、ちょっと説明をしてください。
事務局	現在進めていますのが資料2-1の左側に示させていただいた赤く塗られている石垣にあたります。測量調査とカルテの作成につきまして、並行して進めさせていただいている。測量調査につきましては、今回は大天守北面の部分をA3サイズで掲載いたしましたけれども、ほかの面の石垣につきましても現在作成を進めています。今回の資料につきましては、大天守北面を一例として、統一して示させていただいている。ほかの部分につきましても現在、手許のほうで作成したものがありますので、またご覧いただければというふうに考えています。
宮武構成員	バラバラで出されるとまったくわからないです。一通りそろっている城というものは立体物なので、片面だけ出して、審議に出されても、わからないです。だから、どういう意図で出してきたのか。石垣カルテの標準ですかとか、内容はこれでいいのかどうかということを問うための資料なのか。それとも、天守台自身の変状状態を見るために必要

	な資料なのか。どちらなのですか。分けてもらわないと。必要なデータが、どれがどれだか、全然違います。
事務局	申し訳ありません。今日お出しした資料の目的は、現在まだ測量と現況把握の調査が途上ですので、統一的なU61という同じところの図面を一通り出させていただきました。現状の私共がやっている調査につきまして、図面に現れたものが適正であるかどうかというところをご審議いただくという目的で本日の図面は出させていただきました。図面の表現ですとかカルテの内容につきまして、ご審議いただければと思います。
宮武構成員	今後は、カルテはカルテ、天守台の変状状態についてを審議する資料は資料、トレンチ調査はトレンチ調査、別々に分けていただきたいです。全部一緒にてんこ盛りにしちゃうと、妥当性のあるものとそうじやないものとが一緒に集まっちゃう。例えば、これにさらに段彩図を付けたら、余計、混乱します。とりあえず走りとして言わせていただきます。例えば一番後ろのカラーの、ページ番号がついていませんけど、資料を見ても、とりあえずは近代の中の積み換えと、宝歴の積み換えというだけで、わかりやすい所で線を引いてそれでお終いという部分もあるのでしょうかけれども。実際に見ると積み方ひとつをとっても、そんな2種類だけでいいのかなという変化があります。途中途中で積み換えているのが、ゴチャゴチャになっている。そこらへんを丁寧に見ていただきたいのは、大変な、重要な問題点をここで出しているわけです。特に左下の黄色のスクリーントーンをはっています。これはらみ出しの部分だと。今、現状で見ただけでもはらんでいるというのがわかっているという範囲の意味を考えてもらうと、そちら側で線をとりあえず引いた、慶長段階であろうと思われる一番最初の頃の左下の石垣も、それから宝歴段階の積み換えであるというふうに思われている石垣も、一緒にはらんでいるということは大変なことです。時代の違うものが同一時期にはらんでいるという意味合いを、どうお考えですか。あるいは考えられるのは、慶長段階の石垣を宝歴に修理する時に、はらんじやっている状態に無理矢理据え付けているだけなのか、江戸時代の段階の補修方針として。そうではなくて、江戸時代の中期後半ではまともだった状態が、現段階に至って急激に一緒に違う時代のものがはらんでいるとしたら、大問題かもしれない。積み替えを丁寧に見てもらいたいというのは、その意味がありますから。反対側の面は作業として、まだできていないです。出ていないということは。データ的にはこれから作るのでしょ？段彩図とか。
事務局	はい、そうです。
宮武構成員	ですから、そういう点があるので、両方同時に見ないと、わかりませんよということです。そこは次回以降の課題ですし、現場でも昼からもお話をしますので。 もひとつ続けて、事実確認をさせていただきたいのは、ボーリングの調査結果、地質調査結果の概要版です。判定の確認をさせていただきたいのは、資料2-2の一番頭、標高+0の下、だいたい2mぐらいのところにD3U-o1、細長い清爽なブルーで塗っている地層が走って

	います。地層構成表を見ると、これが第一粘性土。この第一粘性土の水平堆積というものは、次の3ページ目のまさしく天守台の真下、ABCとともに、基盤層と築城期に搬入した盛土層の間を走っているものですけれども、これはどういう性格のものですか。
事務局	地盤図のA-A'ラインですが、そちらのほうでD3U-c1と示させていただいておりますけれども、各地点のボーリング調査の結果に基づいて、同一の層と思われる所について、暫定版ということでその関係を示させていただいている。これをどういうふうに評価していくのかということについては、今後の課題かなと考えています。
宮武構成員	そちらの見解と分析結果を聞いたのですよ。水平にたどっている土層というのは、それはわかりますから。どういう性格のものと今判断していますかということを聞きたい。これ重要なのは、堀の底部よりも上を走っていますから。どういう性格で解析したものなのか。業者さんに任せて出てきたデータ、調査側は全然その内容をわからないという話は、とんでもない話ですよ。どういう性格のものですか。コンサルタントはどこですか。東京ソユーズリサーチさん、今日はお出でではないですね。出されたところ、竹中さんの孫請け?出してきた成果品を、担当としてどういう性格のものか聞いていないのですか。ただ柱状図だけをもらって、その内容を吟味せずに部会に出しているということですか。
事務局	申し訳ありません。中身については報告を受けて、こちらでも把握をしたつもりではありますけれども、それをまだ十分に把握できていないところがあるかと思います。
宮武構成員	そういうことです。私が何でここまでギャアギャア言っているかというと、これ、透水層の強い、水が通っている層であるかどうかを聞かたいです。大変なことです、これ。天守台の真下に透水層が走っているということになれば、しかもこれでいくと厚みが1mぐらいあります。じやんじやかじやんじやかこの下を水が流れているという可能性があるという層にあたっていますと。今まさしく石垣立面図ではらんでいるかどうかというような検討をするのに、これだけお金をかけて調査をしてきて、それでボーリング調査もそれを把握するためのものでやっているのですよ。出てきたものについて「これから」の課題でございます」と言われて、びっくりした。どういう性格の層なのか。要するに、邪魔をしていないというか、石垣自体の根回り、もっと言えば、曲輪の構成の支持基盤自体に悪影響を出していないという層であるかどうかの確認がまず必要であると思います。そのためには、当然地盤工学の専門的な見地からの意見も必要です。これを西田アドバイザーに見ていただいているか。
事務局	西田先生にはご報告をさせていただいている。今回はボーリングも2本、調査自体ができていないところがありますので、暫定版ということで不備なものを出させていただきました。申し訳ありませんでした。

宮武構成員	それでしたら、今の段階での西田先生からのご指導、ご指摘を教えていただけますか。
事務局	今のわかる資料を見ていたいたい状態で、具体的な指摘はいたしません。
宮武構成員	出てきたデータの解析はこれからですということですので、それではこれ以上は時間がもったいないですから、言ってもどうしようもないことです。それと当然のことながら、N値の上下だけを見ていますけれども、ボーリング調査の場合、実施調査でよく陥りがちなのは、実施した瞬間の強いか強くないかだけのN値だけを見ておられる。流動的だと。その物質自体が、水位の状況ですとか様々な外因的な要因でもって、どう変化するのかという部分を読むためのものであって、おそらく築城から数百年の間にそういうようなものとの関係の中で、この名古屋城の石垣というのはあるわけです。現在もはらみですとか劣化というものが進んでいる状況というのが、確実にありますので。この中身はしっかり解析していかないと、石垣修理だけではなくて、様々な活用施策を行った場合に、妙なダメージをかけるとともにないことになる。そこも考えて十分に解析を進めていただきたい。次回の部会でご説明いただけるものだと思います。発掘調査については、現地でまたお話ししたいと思います。
北垣座長	何かございますか。
千田構成員	今、宮武先生からご指摘のありましたボーリング調査のD3U-c1です。やっぱりこの層は非常に気になるというか。資料の2-1の一番最後のところに、はらみ出し範囲ということで黄色い色を仮に付けていただいている。まさにD3U-c1の層のところを断面で見ると、その層が石垣の裏栗層を総括しているあたりのところから、石垣のコーナーの変形が起きているところとなると、例えばその層が水を通す層であるとなると、まさに大天守台の石垣の基部のところに、常に背後から水が供給されていて、そういうことが石垣の変形に非常に大きな影響を与えるという可能性があり、例えば指摘できるということになると思います。これは石垣の健全性を保っていく、あるいは今後の変形などをどういうふうに抑えていくかということです。そういうところで、やはりボーリング調査で分かった成果です、石垣の変形というのを非常に慎重に検討していく、対策を考えいかなければいけないということになると思います。そういうことで言うと、今までたりあえずやったところをご提示いただいたということになりますが、こういった形で調査をしっかりとしていただいて、それから個々の土がどういう性格を持っているのかということを、調査していただいたところとも十分協議をしていただきまして、また部会へデータを出していただければと思います。

それから、大学のゼミ発表ではありませんのであれですけども、資料を作っていたら時には、例えば資料の2-1とか2-2とか題番号を付けていただくのは当然として、例えば何枚目という時にページが付いているものと付いていないものがありますが、一体どこを説明しているのかがわからぬといふのは、レジメの作り方として

	<p>いいものではないです。これ、名古屋城総合事務所の中で、どういうふうに仕事をされているのかというのが、およそ推測がつくということにもなりますが、ちゃんとしたと言うのも語弊がありますが、数字を、これは全体として様式ですとか資料の提出の形式です。これ全部文献に係わる資料の提出の時であれ、発掘成果とか、ボーリング調査とかで様式が揃っているということです。議論をするための資料を作るという、最低限のレベルに達していないというのが、現状の名古屋城総合事務所の資料の作り方だというところです。これは恥ずかしいということを感じていただきたいと思います。例えば2-1ですが、何枚かめくっていくと、現状の天守台に関わる発掘のデータを出していただいているが、議題でいうとこれを議論しろということになっています。例えばこれを見ても、まったく相違が見えないです。中にレベルの数字も入っていますが、もうボケてしまって小さくて見えないわけです。いったいこの資料を提示して何を議論しろと言うのかというレベルです。これは所長以下、会議に出す時の資料には当然目を通していただきて、これで議論ができる資料を自分たちが提示しているのかどうかという、そのチェックをした上で、部会に資料を提示していただきたい。これを見せられて、ちゃんと議論したでしょう。私たちはちゃんと資料も提示して、あなたたちOK出したじゃないかと言われても、見えないわけです、何も。というところです。だから、今日これ議論したという、議事録ではそうなるのかもしれないけれども、議論できないですよ、この資料をもらっても。</p>
赤羽副座長	<p>私、中断中にちょっと調査した後の養生が気になるので、見させていただきましたけれども、今、千田先生がご指摘されたように、やはり各トレンチの断面図とか、あるいはそれに対する解説とか、そういう文章が全く出でていないのは、僕は現地を見ているから察しはつきますけども、そういう丁寧な資料作りを、今日は記者の方も傍聴にいらっしゃるので、そういう方も含めて、丁寧に、わかるような図面作りに心がけていただきたいということを申し上げておきたいと思います。</p>
北垣座長	<p>結局、今、各委員の先生方からのお話では、第1回目の、再開初日としては、満足のいくかたちにはなっていない。質問ができない、これは困ります。私、先ほど長々と言いましたけれど、きちんとしたメモにして提案します。そういうような一つ一つのことを、例えば資料2-1のことにしてしまって、これは公園の側から全体的な話をしたら、こういうような形になったというのはわかりますが。ならば文化財として、結局今、先生方の話は皆そうですよ。文化財の立場として、何をこれから検討していくのか。そういうことがこれから名古屋市も、名古屋城の学芸員として大変重い役割を担っていただきかなくてはいけないということです。これを一人でやっていくとかいうような話ではないので、少なくとも目的に応じて、個別に一つひとつクリアしていくような形でやっていかないと、本当に間に合わなくなってくる。非常に危機感を感じました。トレンチの話は、現場でいろんなご意見が出ると思いますので、いただいた資料の中で一つ、こういうような見方をしてほしいということを申し上げたいと思います。まず、この後ろのほうで、ページは後ろから3枚目ぐらいの、この図です。</p>

	<p>この立面図の中でお話しします。この石垣には、慶長の段階の石垣と、それから宝曆の石垣があると言われています。それをどうして確認していくかというような作業が、当然必要になってきます。慶長の遺構の範囲というのをまず特定していかなければいけない。それは先ほど宮武先生が一番後ろの図面からここはこうだ、ここはこうだという話がありましたけれども、実は今この中にはそうなるための基本的な、基礎的なものが入っているわけです。問題は、例えば慶長の遺構の範囲、その特徴。例えば隅角部と築石部で、どこがどう違うのか。次は宝曆のほうを言いますと、この石垣では向かって左手の一番端、隅石のある、隅角部と言います。この部分が実は慶長の遺構の顕著な部分です。その範囲を特定しなくてはいけません。その遺構がどの程度劣化によって影響が与えられているのか、ないのかも検討していかなくてはいけません。図面の中の右手の隅角部、コーナーです。ここを見ると、これは宝曆ではないかと言われています。これが本当に宝曆かどうかというのを確認する必要があります。そういうような中で、構造的な特徴で言うと、例えば算木積みというようなものがあって、それが一つの時代性を表すものであれば、どこがどう違ってくるのか。しかも持っている勾配そのものが、現状として本当に天守台を支えているのかどうか、こういうことを含めてのトレーニングにもなったかもしれません。ほかの意味もあるでしょう。この図面から、一応考え方としては出てくる。構造的な問題。それからはらみ出しとか、ひよつとしたら石と石との間で生ずる圧壊というグシャッと石が潰れていった状態とか、石が飛び出せり出しが、そういうような個々の問題も考えていかなくてはいけない話です。結果的に、何がどうだから安全性を、この石垣が保っているのか、保っていないのか。こんなことを検討していかなくてはいけないです。そういうようなことになりますと、次の石垣の縦断図です。この縦断図は極めて重要なことが今、宮武先生が答えを出されましたけど、この図の中に課題がいっぱい詰まっています。それを調べてもらわないといけない。例えば、この石垣で言いますと、慶長の段階と言っているところの下のあたりが変形しています、図面で。その変形の場所を、次のページの図面で見ると、まさにそれがうまく符合しています。これは横断図です。つまり横断図と縦断図というものは、ぱっと見た時に、瞬時にわかつてもらわないといけない。そういうところまでやらなくてはいけないです。そうした時に、一番最後の図面のような課題が出てくる。しかし、これはまだまだ課題になっていないです。1枚1枚、一つひとつをもっと丁寧にやっていくと、もっとその情報が一番最後の形として出てくる。次回以降、一つひとつ検討できるような材料を、ぜひここに出していただきたい。今日は、これまでの2か月にわたる間に、いろいろな材料を集められて、こういうような図をもって実はありますということの紹介だったと思います。これから、学芸員の方々にこうした気の入る作業をお願いするには、1人や2人ができる話ではないでしょう。そういうたあたりでこれからどのような作業をしていただけるのか、大いに期待はいたしています。</p> <p>それでは、5番の報告というところを事務局よりご説明していただきだけますでしょうか。</p>
6 報告	

	特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）について
事務局	(資料説明)
北垣座長	この部分が非常に重要であるということは、共通の認識をいたしているわけです。この点につきまして、また委員の先生方からいろいろご意見を頂戴したいと思います。
宮武構成員	中断の発端になった前回の親会議の中でも話が出たように、石垣部会としては、今作られている保存活用計画案というものが出てきたのは、これが最初。ようやく出てきたわけですが、報告事項になっていいるということは、最初に確認したいのですが、これから我々がご指摘する話というものは、審議ではない以上は、どう反映されるのでしょうか。
事務局	いただきましたご意見につきましては、今現在、保存活用計画、3ヶ月の策定に向けて進めています。意見については、事務局として受け止めまして、検討を進めていきたいと思います。
宮武構成員	事務局として受け止めて検討するのは結構ですが、どういうふうに具体的にこのできあがってくる案に反映していただけるのでしょうか。
事務局	まずいただいたご意見について、事務局の方で検討いたしまして、内容を状況に応じまして、石垣部会の先生方にもご説明をさせていただきながら、進めていきたいと思います。
宮武構成員	ということは、事務局でふるいにかけて、載せないものは載せない、載せるものは載せるという姿勢ですね。それがあるから、ここから時間がかかっていろいろお話をしても、反映されないのであれば時間の無駄だなと思うわけです。反映させていただけますね、必要なことは。
事務局	いただきましたご意見につきましては、事務局で受け止めます。この保存活用計画につきましては、全体整備検討会議のほうが全般を含めていただいているので、そちらの方にもお話をしたうえで、最終的にまとめていきたいと思います。その中で先生方からいただいたご意見につきましても、検討をしていきたいというふうに考えています。
宮武構成員	一番恐れているのは、「石垣部会にこれは譲ったから」というような実績として使われるのが困ります。我々としてはこういう主張をしましたけど、結局盛り込まれなかつたという部分については、はつきりしておきたいところがある。ちなみに、全体検討会議の座長は瀬口先生です。どういうふうにご判断されるかわかりませんけど、最終的に。石垣部会は安全性が足りないからこんなことを言っちゃいけないと取られる可能性もあるものですから。次回の部会といいますか、仕上がった計画の中で、今回これから部会として申し上げることが、反映

	されている部分と、反映されていない部分は、出来上がった暁にはご説明をしていただきたいと思います。こちら側としても責任がありますので。よろしくお願ひします。
千田構成員	これを報告題にするのは、私は承服しかねます。私どもの石垣部会というのは、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議のぶら下がりの専門部会として、石垣について議論するということが付託されているわけです。その石垣部会での議論が、議題ではなく報告題になつていて、今、宮武先生からもご指摘があり、所長からもお答えがありましたが、それが全体整備計画で議論として反映されるかどうか担保されていない状況で、全体整備計画、今の文化財保護法上の用語で言えば保存活用計画ですが、それができるというのは、これは何のためにこの会議をしているのかという根本が問われることになります。これを報告題で済ませようとする、名古屋市の考え方納得がいかない。それであれば、石垣部会を再開する必要ないのではないかと思います。これはやはり議題として当然取り上げるべきもので、この石垣に関して名古屋城で専門的に議論している部会というのは、ここしかないわけですから。その議論が正確に全体の、整備活用計画に反映されるのは当然のことであって、なぜその当然のことがそういうふうになつていないのかというのが、大変疑問です。
北垣座長	今そういう保存活用計画案につきまして、やはり今からでも議題の中に取り入れて、石垣部会としての意見を十分に反映していますというようなことを明言するのは、難しいことですか。
事務局	今回報告題として挙げさせていただいているのは、今まで、これが適切であったかどうかというのはあれですが、今まで2年間かけて、これは部会ではなくて全体整備検討会議そのものでお諮りしながらまとめてきました。一方で、以前10月の会議の時にも先生方から石垣部会としての意見をというお話をありましたので、私どもも今までの経過から議題というかたちにさせていただきづらい面がありました。しかし、そういう石垣部会からのご意見ということを踏まえてということは、私どもも十分思っていますので、今回報告というかたちで出させていただきました。ここでいただいたご意見については、できるだけ反映できるように、私どもしっかりと受け止めたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
宮武構成員	おかしいということを、散々言わせていただいているんですけど、それが反映されるかどうか、ということです。
千田構成員	別に私たち嫌がらせをしようとしているのではなくて、私たちの部会の中で正式に保存活用計画が示されたのは、今回が初めてです。それに基づいて審議するというのは、どこの史跡の会議でも当たり前のことであります。最終的に私たちがしています石垣部会の議論というのは、もちろん個々の修理案件でどうするかというのはあるのですが、保存活用計画というのは今後の末長い名古屋城で、どういうふうに保存していくかという、まさに憲法になるわけです。それを適切に編纂されないということがもし仮にあるとすれば、

	個々の部分をいくら議論しても、そもそも憲法が間違っているので、正しい整備や活用が行われないということが起きてしまうわけです。そういうことはもちろんあってはならないことだと思います。これはどう考えても、当然それは保存活用の親会議があつて、そこで議論をしているのは当たり前で、その個々の石垣の部分について、専門部会できっちりと審議題として審議して、それを親会議が受け止めて、その内容を反映した全体整備計画を作るというのが、これは名古屋市ではそうしてこなかったというように今、聞こえました。そしてこなかったのが、そもそも、全国のこういう会議の持ち方からして非常におかしいと言うか、特異なことをしているわけです。何よりも、今年度末にこれをまとめるというように、側聞しておりますが、今回に至るまで、この石垣に関するどういうふうな保存活用計画をしようとしているのかということが、石垣部会に正式に示されていないということ自身が極めて異例というか。いったい何を名古屋市は怖れておられるのかと思いますけども。そもそもお考えになつていてる議論の筋道の立て方がおかしいということを、今部会で指摘されているですから、そこは改めるべきではないでしょうか。
事務局	一つ補足的に説明させていただきます。今回こちらにお示しいたしました保存活用計画の中でも書いていますが、石垣につきましては保全方針というのを別途、外出しというかたちになりますけれども、定めるということをこの中で諦っています。先生方のご議論は、そこにも当然反映させていただきます。そういう前提で考えているということをご理解いただければと思います。
事務局	今までやり方が、我々のやり方が間違っていたのではないかとご指摘をいただきました。我々はいわゆる親会議の中でこれをやっていくということで、その中では文化庁の調査官にも来ていただいて会議をやっていました。そういう経緯もありましたので、その経緯の中で先生方から今回ご指摘をいただいて、石垣部会の意見が反映されていないのはおかしいというご指摘をいただきましたので、私どもとしてはそれをきちんと踏まえて、これを作らせていただこうということで、今日ご報告させていただいて、ご意見についてはしっかりと受け止めさせていただいて、全体整備検討会議の先生方にも話した上で作っていくということが、すみません、今この段階では私どもとしては、こういうかたちでしか今やれないかな、と思っています。ぜひこちらでご意見をいたたいて、我々としてはしっかりと受け止めていきたいと考えています。
宮武構成員	現実的な問題として、残り2か月でこれを仕上げなければいけないという問題が、まず生じてしまっているわけです。2か月しかないにもかかわらず、今回初めて、その内容が部会の中で公開された。策定している過程を、こちらの本番のほうを見ますと、何回も会議の中で議論を重ねられていて、現段階、これで7回入っている中で、1度も部会のほうに出てこなかった。この過程で1回でも2回でも「こういうことを話しています」ということがあれば、その過程、過程でこちらが申し上げるべきこと、進言すべきことがあったと思いますが。残り2か月の最後の段階で、ほぼ9割方フレームができたところで、「さ

	あ、意見を述べよ」と。本当にそれが反映されますか?ということを、私たちは聞いたわけです。ですからシステム的な問題よりも、物理的な時間の問題としてできるのですか?という部分で心配しているわけです。
事務局	今ご指摘いただきましたように、今年度中に作るという計画のもとに進めてきました。私どもに残された時間はそういうところです。その時間の中で、我々としては精一杯努力していきたいと考えています。
北垣座長	結局、今日の現在の会議で、親会議で從来されてきたこと、それが今回の石垣部会では初めての提案であるということです。しかしそれは、これから文化財行政、特別史跡名古屋城の本質的価値、それを今、これから議論していくかなくてはいけないわけです。石垣です。それをやる時に、全く我々のこれまでの経緯からして関与していないというようなことでは、これは、それぞれの委員からお話しがあるよう、これは非常に異様な状態です。これを法律というように考えていこうとすると、これは大変な問題なので、そこらをひとつ、本当にそれこそ2か月、こういう言葉はおかしい言葉ですけども、超法規的というか、そういうようなことを含めて、やはり石垣部会が少なくともこのことについて、しっかりと受け止めているということをどこかでちゃんと出していただかないと、本当にこれちょっと困ったことになると思います。何か、なんらかのかたちを、どこかこの中で文言に加えるとか、それが可能かどうかわからいませんですが、もうひと工夫、ぜひ、していただきたいということしか、今は申し上げようがないです。
宮武構成員	このままいくと、石垣部会が全然話をさせられないでむくれていい、というふうにマスメディアに書かれても困るので。なかなか内容に踏み込めないのは、審議しちゃうと泥沼になるので言いたくなかったのですけれど、このまま終わっちゃうと困るので。このままいったら石垣修理は頓挫します。この計画では。おそらく立ち往生します。絶対立ち往生します。すでに矛盾がいっぱいあります。このままいくのですか?ということを心配しています。だから、なまじ我々が踏み込んでしまったら、泥沼にはまり込んでしまいますから。ただ、むくれているように思われても困るので。例えば、出されたこの資料の中の根幹の中の守るべき枢要と言っていますけれども、97ページの抜粋の上の赤枠。まとめて本質的価値を構成する諸要素って書き上げています。つまり本質的価値の諸要素に従って、石垣であれ、なんであれ、いつの時代に戻すのかを検討しなければいけない。これの親のほうのページの63ページを見てください。親の63ページの特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素として挙げられている中に、こちらでは近代に形成された諸要素というのが入っています。こっちには入ってないです。近代の石垣はどう扱いますか。大元のこっちのほうの、修正前のページじゃないですね。63ページの特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素っていうのは、公開になりますよね。こちらのほうでは名古屋城構成する一番重要な本質的価値の中に、近代遺構、乃木倉庫、二之丸庭園前庭、つまり個別事情はあっても近代を対象にしているという

	<p>ことでしょう。こちらのほうはなぜか 97 ページに集約されているのは、近代のきの字もでてこなくて、近世、近世と並んでいます。つまり対象となる時代の石垣の取り扱いが矛盾していいます。すでに、構造物が。その比較をしていくて、抜粋のほうの 187 ページ。187 ページの赤枠の上の 10 行目あたりに重要なことが書いてあります。復元時代は江戸時代後期を基本とすると書いてあります。これは建造物に関してということでしょうけど。赤枠の中の石垣について、いつの時代に直すのかというのがどこに書いてあるのかと言ったら、赤枠の下から 5 行目ぐらいのところに、近現代に破却または改変された部分でしょ。歴史的特徴・意匠の調査研究を行うと。その復元の可否についても慎重な検討を行っていく。どちらにするのですか。近代の石垣の上に江戸後期の建物乗せちゃうのですか。もうすでに抜粋している内容の、かいつまんでいるものの中身の前後でも時代設定自体、憲法なら絶対この時代に戻します、あれはこの時代部分を優先して残しますというものの自体の書き方で矛盾が出ているのと、さらにすごいのは、これは間違いなく頓挫しますって言いきったのが、例えば 134 ページです。失われた石垣・土壘・堀等に関する状況把握という中で、本丸の中に天守台が入っていないです。天守台をどのように考えているのか、全然出てこない。つまり天守台は損壊していない、築城された段階、もっと言えば江戸末期までの段階とほとんど変わっていない。ということは、いまだに鉄筋コンクリートで造った時にも改変はないので、そのままうぶな状態で 400 年間残っているということは、絶対手は触れられません。一切天守台について見ると、「こうします」ということが出てこないです。調査するのか、整備するのか、いつの時代に戻すのか。じゃあ、その親になる、一体石垣をいつの時代のものをお直しになられて、どれを保存するのですかという最大の検討のところですでに矛盾しちゃっているわけです。この整理付けを残り 2 か月で、我々の意見については、受け止めていただいて検討するどちら、どういう矛盾のデコボコをつけるのでしょうか。今おおざっぱな話だけを言いました。細かいものを言ったら、まだあります。でもそんな時間ないですし、こういう状況の中で、我々石垣部会としては、とてもじゃないんですけど、これどうぞ、右から左に使って下さい。一応、今回の部会の報告で目を通しました。とは言えないわけあります。</p>
北垣座長	<p>といった、極めて重要な指摘といいますか、課題、問題点が出てきました。その中で、石垣部会のそれぞれの委員から出ています話を、どのように理解されていくかです。これを理解しないと、もたないでしょ。はつきり言いまして。そういう問題があります。ここはひとつ、改めて何らかの方針を、やはり変えていただかないと、もうどうしようもないのではないかなどという思いがします。ここで結論を、今とても出せるようなことでもないと思いますので、可及的速やかに、そういうことをぜひ、石垣部会の今日は再会の日でありますけど。次の部会が、どのようなかたちでもって行われるのか。我々としては最初から言っていますように、行いたい意思は非常にあるわけです。ありますけれども、そういう憲法に該当すると言われるような部分の、取り扱いはきっちり整理していただかないと都合が悪いのではないでしょうか。</p>

千田構成員	<p>もう時間ですので、細かなことには立ち入りませんが、例えば97ページの本質的価値を構成する諸要素とあります。この諸要素の区分そのものが間違っています。これではまったくダメです。お城のことがわからない方が書いてるとしか言いようがありません。それから、個々の用語です。それから個別遺構に対する評価も間違っています。恥ずかしい。本当に全然レベルに達していない。どうしてこんなものが、この段階、残り2か月でまとめなければいけない時にこのレベルなのか。まさに部会に、ちゃんとこれを議題としておろして、個々の専門家の議論をしていないので、このようなものになっているわけです。本当にちょっともう、どうしようもない状況です。それから、今日の傍聴者や記者の方には、本紙の仮綴じのものは配られていないと思いますが、例えば、個々の図面のスケールです。この出し方すら、正しい出し方でできっていない。あるいは一番の基本になる、最初に出てくる名古屋城の図面が、そもそもオリジナルで書き下ろしたものではなくて、パクリものです。引用の図面で済ませようとしているとか。一体これはどういうふうに名古屋市の学芸員がこの報告書に関わって、学術的なレベルというものを担保したうえでこれをまとめようとしているのか。よもや業者さんに丸投げで、先ほどからよくある話ですけど、ボーリング図にしても、出てきたものを右から左へというパターンで。本当に名古屋市はたくさんの学芸員がおられるわけですから、そういうところをちゃんとチェックしているのか。いくら仮綴じのものであっても、こんなものを出してきてっていうことです、一体どうなっているのだろうという。私も元名古屋市の学芸員でありますから、本当に悲しく思います。とにかく、先ほどそれが名古屋市のやり方だという話がありましたけれども、正直言って中身はひどいです。全国の保存活用計画のいろんなものが出てますけれども、そういう意味ではつきり言って見劣りします。なければいけないものがすごく落ちています。石垣についてもとんでもなくいろんなものが落ちていて、これで保存活用計画だと言われてもどうにもならんというレベルです。それを議論する議題として我々が、石垣については石垣部会で、庭園については庭園部会で、やるしかないわけですよ。これを年度末に間に合わせて出すというのは、名古屋市は、それで結構なことでありますけれども。これでは結局出したけれども、そういう事例は他にもありますが、これは保存活用計画として不備であるということで、結局何の前提にもならない。やり直しを命じられる。そのパターンに陥るということを、強く懸念されるという、そこまでの状況だということを改めてご理解していただいて、適切にご判断をしていただきたいと思います。</p>
宮武構成員	<p>おそらくとんでもないことになって、これ解決をつけるといつても、判断がなかなかつかないかもしれません。これを今さらゼロにしろと言ったってそれは無理でしょうから、行政上。その代わり、とんでもない不備のものを作ったら、これに縛られます。石垣修理から環境の整備まで、ここに書かれている以上、その通りにやらなければいけないです。これが大不自由していますから、間違いなく混乱が起きるのははつきりしています。ではどうすればいいか。付け焼き刃かもしれませんけれども、城跡ですとか地べたに特化した取扱説明書みた</p>

	いな冊子を後付けするしか方法がない。それが3月までに間に合わないというのであれば、どうするかという話になるでしょうけれども。変な話です。憲法の下に細則のほうが、実際に重要視されるというのは変な話ですが。これをゼロにするわけにはいかないじゃないですか。そういうトリプルプレーかもしれませんけれども、現実的にこれから未来永劫にわたって名古屋城の地べた、石垣が、だいたい曲輪という空間概念のない城跡の基本計画というのを私は初めて見ました。建物しかないです、頭の中に。これで地べたのほうの調査や整備ができるわけがないので。何か別途、補佐的な手立て。問題は、親の原本とどういうふうなイメージをつけるかという、そこら辺は何かで結びつけないとどうにも怖い話です。このままでは運用する側の心配として、かなり大変な困難になるだろうということは目に見えています。
事務局	先ほどちょっと後で説明させていただきましたけれども、宮武先生からご指摘いただきましたように、別立てのものを、私どももこれに全て尽くされているという認識ではありませんので、石垣等につきましては保全方針というものを考えて、別途作るという前提ではあります。
北垣座長	今の話に出ているように、要望で、間違いというようなことが実際に出てきたらダメです、やっぱり。それは直していかなければいけません。
千田構成員	今のご答弁で、「私たちはこれに尽くされると思っていない」という、公式の会議で発言が担当者からありましたけれども。これは、これはそれを尽くさなければいけないものです。尽くすために作っています。だから今公式に発言がありましたけれども、自分たちで「これダメです」と言ってしまったのですが、大丈夫ですか。
宮武構成員	それは言わないほうがいいと思います。
事務局	申し訳ありません。言葉が足りませんでした。
宮武構成員	前提としておかしいから、我々のほうもそれを補佐する方針を持っていますって言ってはだめじゃないですか。
事務局	申し訳ありません。言葉が足りませんでした。さらに付加するものとして、保全方針というものを作りたいと考えています。
千田構成員	事情があることはわかりますけれども、もう無理です。あと2か月で、この無茶苦茶な内容のものを何とかまともにして、普通の国の特別史跡とか史跡の保存活用計画にするというのは。およそもうひどい内容なので、どうにもならんという状況です。私たちは一応専門家ですので、嫌がらせしているわけではないのですけれども、ひどいものです。これをなんとかするというのは、本当にこれをちゃんと議論して、しっかりしたものを作らないと、特別史跡の実際のこれから調

	査も活用も保存も、全部結局、宮武先生がおっしゃっておられます、動けなくなるわけです。だって自分たちが間違ったものというか、こういう状況を作てしまっているので。そこまで言わなくても、名古市はその道で行くと言われるのであれば、私は止めないというのか、仕方ないですが。本当にそれは、十分に理解されたうえで賢明なご判断を思います。いろいろな事情があるにせよ、これができたから、では次に何かできるというようなふうになると思ったら、とてもならないと思います。
宮武構成員	中身もあれですが、取り扱いも少し考えていただくしか、言いようがないです。
北垣座長	繰り返すようですが、今ここまで来たわけですから、これを出して認めてもらわなければいけないわけですから、それなりの対策をしっかりとつけていただく以外にないと思います。もうこれ以上申し上げることは、どれだけ話し合っても出てくるのでしょうかけれども、それに関してはこのあたりで一応おきまして、後はやはり行政にしっかりと考えていただいて、取り扱いにつきまして、全般について。一番良い方法をやつていただく以外にないと思います。善処してください。 そういうことで、ちょっと今日はいろいろなことがありましたけれども、これでどうですか。報告事項は一応これで、できたということではないですけれども。
赤羽副座長	今の事務局の報告というのは、私たちはそれを認めないとすることをはっきり言つたらいいと思います。だったらそれを自分たちでどうするかということを考えるし。3月いっぱいまでに、例えばもう一回石垣部会をやって中身を練り直すとか。そういう事業としてやれる最大限のことをやっておかないと、このままでは恥ずかしいことになるし、文化庁は許可を出しません、これでは。保存計画として認めないというふうに、言いかねませんので。そちら辺をしっかりと見て、少なくとも今日の議事録では、この報告については、石垣部会は認めないというふうに僕らは言っておくべきだと思います。
北垣座長	赤羽先生が言われるように、石垣部会としては結局、全く解決の糸口が掴めていない。従って、そういうことで認めるわけにはいかないと。あと考え方としては、赤羽先生が言われるように、例えば石垣部会が、これも時間が忙しいので取れるかどうかが問題ですけれども、何とか方法を講じて、少なくとも石垣部会としてはこれだけのことが、やっぱりきっちり出したいと。これはさせてもらわないと、本当に認められないということになると思います。
事務局	今日の報告事項として出したことは、石垣部会として認めないとすることにつきまして、今先生方からのご意見かと思いますので、それは受け取らせていただきます。今後の進め方、2か月ということですけれども、それにつきましては今日のご意見を受けまして、事務局としても考えたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

北垣座長	ということで、5つまでの議題はこれをもって終わりましたが、その他ということで。事務局の方へお返しいたします。
事務局	北垣座長、構成員、オブザーバーの皆様方、ありがとうございました。本日いただきましたご意見、たくさんあります。こちらを基にして、今後進めていきたいと思います。今後ともご指導・ご助言の方をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。先ほども話がありましたように、次回の開催日につきましてもまた追って、日程調整等を早急にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上をもちまして本日の石垣部会を終了いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会（第26回）

議事録

日 時 平成30年3月6日（火）10:00～12:00
場 所 KKR ホテル名古屋 4階 福寿の間

出席者 構成員

北垣 聰一郎	石川県金沢城調査研究所名誉所長	座長
赤羽 一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	副座長
千田 嘉博	奈良大学教授	
宮武 正登	佐賀大学教授	

オブザーバー

洲寄 和宏 愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐

事務局

観光文化観交流局名古屋城総合事務所
教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室
観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室

議 題

- ・天守台石垣周辺調査について
- ・特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）について

配布資料

名古屋城天守台石垣周辺調査についての資料
特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）石垣関係等主要部分抜粋

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 今回の会議内容について</p> <p>まず資料の確認をいたします。会議次第 A4 が 1 枚、座席表 A4 が 1 枚。会議資料として、資料 1 の綴じてあるものが 1 枚と、その追加資料として A3 の写真が付いているものが 1 部。資料 2 として保存活用計画の関係が 1 部です。</p> <p>それでは議事に移ります。本日の会議の内容ですが、天守台石垣周辺調査について始め 2 点です。こちらについて、ご審議をよろしくお願ひいたします。ここからの進行については、座長に一任いたします。北垣座長、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>5 議事</p> <p>(1) 天守台石垣周辺調査について</p>
北垣座長	<p>資料について、まず事務局より説明をいただいてから、構成員の皆様方にご意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初の天守台石垣周辺調査について、資料 1 のご説明をお願いします。</p>
事務局	(資料説明)
北垣座長	<p>これは非常に時間がかかりますけれども。創建時、宝暦、そういうところの地層をどのように確認していくかは、今回の天守台の中で非常に大事な基礎作業だと思います。構成員の先生方、ご審議をお願いいたします。</p>
宮武構成員	<p>資料の中身の質問をさせてもらっていいですか。言葉の点で少し気をつけてもらいたいと思うのが、追加で出していただいた K 地点の、発掘調査 4 の中の石垣の根石前の礫の集中しているところです。前栗石は造語です。裏栗石に対する前にあるから前栗石って、そんな単純なものではないので。これは一人歩きするから、勝手に作る造語はやめてください。誰が考え出されたのですか。土木用語で言ったら、石の大小にかかわらず、これは捨石という厳然と活きている字句があるわけで。前押さえのための捨石です。前栗石という言葉は、くれぐれも一人歩きさせないようにお願いしたいと思います。世の中にはない言葉ですから。</p> <p>資料で伺いたいのは、発掘を直接された方に一度に聞いてしまうと混乱するでしょうから、順番に聞きたいと思います。資料の発掘調査 2 の中の層状で確認したいのが、L 区の西壁です。ここは石垣に沿った状態で出しているようですが。これに関しては、根石の下端のアゴ</p>

	のラインが明記されていないですが、被覆しているためにアゴの位置がわからなかつたということですか。
事務局	し区については、石垣の際の方を掘削していますが、現状の一番堀底の部分で礫が一部見えている状況が出ています。その高さと比較して、際で見えている石垣の下端の石については、根石の可能性が高いとは思っていますけども、下端が現われていませんので、そこまではまだ掘削はしていない状況です。
宮武構成員	土層図の下のオルソ図の左手には、石垣のアウトラインのシルエットみたいなのが見えています。上の土層図で言うと、11層と10層が接する所だけゴツゴツと、礫みたいな形の、土層図ではシルエットに断面図がなっていますが、これが石垣面に貼り付いている小さな石か何かで、石垣の根石の下端部が見えないということですか。
事務局	その通りです。
宮武構成員	ここでは地山が見えていないということですね。
事務局	そうです。
宮武構成員	それともうひとつ。この中のN区の北壁で、おそらく人為的な盛土の線の部分が太線でどのトレンチも、土層図に書き込んでいただいているわけですけども。N区の北壁の8層と9層の人為的盛土と考えられている層状は、反対側のI区の盛土と考えられている10、11、12、13、14、15、16以下と、土質的には一緒ですか。それとも全然違いますか。
事務局	同じ盛土と認識しています。多少、見た感じでは必ずしも同じには見えません。ただ、よく質とかを観察していく、あるいは硬度計による硬さの調査とか、そういうものを見ていくと、同じ時期の盛土でいいのではないかという判断をいたしました。
宮武構成員	最後に資料1番に戻って、今回現場へ午後行ったとして、AからDまで、天守台の北側の堀の中のトレンチは見られますか。もう、埋まってしまっていますか。
事務局	見ることができます。
宮武構成員	でしたら、あえて今回は土層図とオルソ図を出していないということですね。
事務局	北側については今掘削中ですので、見ていただけるように準備しています。ただ、昨日の雨で2か所ほど雨が非常に溜まっているところがあります。そこについては、鋭意、現場で作業中ですので、できるだけご覧いただけるように作業を進めています。

宮武構成員	今まで伺ったことで、所見的なところというか、ちょっと愕然としたのが、こうやってようやく土層図とオルソ図が同じレベルの中で配置されてくることでわかる部分が相当あることです。石垣の根石を N から I まで並んでいる土層図の中で比較して見てみると、根石下端に、根石のアゴがはっきりわかっている N、M、I の中の、被覆している盛土および礫による捨石が、例えば I 区だとか、N 区はちょっとはつきりわからないところがありますけど、しっかりと根石の大きさの半分くらいまでは被覆するようななかたちで止まっているわけですが。恐ろしいことに、M 区の南壁は被覆した盛土の上に根石がのつかっていいる。築城段階での根石が飛び出すのを防ぐための処置を、損なてしまっている。その見方でみると、N 区の北壁も、一見、石垣のアゴの上に盛土がのつかっているように見えます。それで先ほど、安定している I 区の盛土と同じ土質ですか、と確認させていただいたのは、その点ですが。ちょうど根石の下端の前に、何か角礫がぎっしり詰まっている。見ようによつては、これは被覆しているのではなくて、L 区と同様に、既に根石が新しい盛土の上に載っている可能性があるのではないかと。この盛土は、名古屋城の築城された時の安定処置として搬入された盛土とは違うのではないか。何が言いたいかといいますと、予想以上に濃尾地震の段階での修理箇所の不安定性が深刻ではないか。おそらく宝永の段階のものではなくて。不自然です。N 区の地山の上面のフラットな状況。上がれていないので、何かの、削り直したような状態で平らになっていますが。N 区ではつきりしているのは、一旦江戸時代の石垣が根石まで取り外されてしまつて、濃尾の段階で敷き直しをした上に、不安定な盛土の上に根石をのせて、現状の石垣があるとすると、特に天守台まわりの堀の西側の石垣全体がこれに及んでいるとすると、将来的に倒壊、しかも遊歩道の下ですから。何か安定するような処置を別途、本気で考えないと危ないのではないか。そういう気配がして見えました。これから G 区の調査、G 区は終わっていますか。G 区も同様に、西側の石垣の根まわりはどんな状況でしたか。
事務局	G 区については、掘り下げたところに礫がパラパラと密集した状況が出てきましたので、一旦そこで止めています。
宮武構成員	根石のアゴの状況までは触っていない。
事務局	それは全然触っていないです。
宮武構成員	それも、まだ見えるわけですね。
事務局	そうです。
宮武構成員	宝永の段階の前後の石垣の変状について、ひとつ課題を持っていましたが。考へている以上に、近現代になっての震災後の補修の状況があまり良くないような、ひとつ問題が出てきたように、この土層図を見せていただいて感じました。石垣の根石まわりの被覆している盛土の形状を、よほど考へて観察していっていただきたいと思います。4

	<p>つだけ今回挙げてもらいましたけど、盛土のレベルを見ると、右下の全体配列図、資料の2番目です。発掘調査2の全体のトレーナー配列図の中に、検出してもらった盛土の天端のレベルを順番に配列すると、南に行くほど高くなってしまっています。一番南にあるはずのNの盛土の天端が5.0(m)。すぐ、何mしか離れていない、20mくらいしか離れていない北側の大天守台の、本来安定しているところのIです。Iの盛土のレベルは5.7(m)ぐらいです。わずか数10mもない距離間の中で、安定策である盛土のレベル差が70cm急落していることになります。ということは、小天守台の下の石垣の下まわりも含めて、堀底を大きくカッティングしている可能性も出てきますので。いろいろなことがわかつきました。一覧表の中に書いてある項目だけでは、ちょっと十分ではない。</p> <p>調査目的の黒丸の意味ですが、資料の一番の上の表の中の根石の安定性について丸、黒丸っていうことは安定していますよっていう意味ですか。</p>
事務局	この部分を確認する意味で丸をつけています。
宮武構成員	確認が終わった結果、大丈夫です、ではなくって。
事務局	そうです。調査の目的で確認する意味でつけています。右側の所見のところに、それに対応する意味で現状は認められないところで、所見をいれさせていただいています。
宮武構成員	三角というのは?
事務局	こここの部分については、他と異なりまして内側の部分と言いますが、堀底ではないものですから。状況を見ながら確認していくところがあつて、三角をつけています。
宮武構成員	目的について丁寧に出してもらいましたけど、重要なのは調査所見の分析の方向なので。今お話ししているとおり、目的的に調査所見を一発で比較できる状況で工夫する。例えば、根石周囲の前の盛土がある、つまり根石に盛土がきちんと被っているか、被っていないか。追加資料で出していただいたKのように、根石前に捨石が施されているか、施されていないか。裾部の前から押さえる役割の機能の遺構ないし形状が、ある場所ない場所を1回きちんと確認していただく。そういう表現をまたとつていただいて、いずれにしても全体を通して見なければいけないですが。江戸期以前のさまざまな宝永とそれ以前の築城期の石垣とのみ合わせ上、問題が出てくる可能性にいく前に、近現代の処置の可能性、大変恐ろしいかたちになっているのではないかと心配しています。
北垣座長	大変重要なご指摘をありがとうございました。他にありますか。
千田構成員	評価に関わるところで伺いたいです。資料1の発掘調査2のI区の南壁のところです。ご説明で水色を塗られている地山層です。16、17

	が地山であり、11、12は人為的な盛土と説明があったと思います。大天守台の南西角の石垣のところになりますが、この石垣は根石の下端が出ていて、土層の図の読み解きとすると、地山層を一旦削った後、12層、11層の人工の盛土をしていると。なぜ地山を削っているかなどと、旧表土に相当するものが見当たりませんので、一旦削っていることは間違いないと。その上に人工の盛土、11、12、あるいは13、14、15を入れたうえで、改めて9層、10層の掘り込み地業をして、地山まで到達していくと、そのところの上に根石を据えていた工事をしたと読み取れると思います。一般的には地山面のきれいなところを出したら、そこから堀込地業を始めて、根石を据えて、その工事が終わった後に前半部分、根石の手前側の堀込地業を適宜石で充填して押さえこみながら盛土して、一定のところで埋めていくと。そういう工法が標準の工事手法ではないかと思います。この土層の読み解きだと、一旦は全体地山を整えて盛土までした後に改めて掘り込んで、一連の工事をしたことで、やや、工法手順に違和感があると思います。11、12、13、14、15は、人工の盛土なのか、それとも地山の上層といったものにあたっていて、地山の上層の比較的安定したところまで一旦整えて、そこから9層、10層、掘り込みをする堀込地業があって、石垣の根石を据えてというふうに評価する可能性はあるか、ないかです。そういうことになってくると、先ほど宮武先生が疑問を提示されました、N区北壁です。現状の土層の読み解きだと、盛土層の中の中途半端などろに根石の下端がきてしまっています。根石は見えているところでは、こうなっているけども下は、もっとぐっと大きくなっていて地山に接していることもないわけではありませんけれども。これもあるところまで、ここからが地山だという層が上に上がってくるのであれば、少し評価が変ってきます。もし地山面を上げるとすると、どつかで入るべき線が入っていないことも、これもまた大きな問題になります。いずれにしても、やや不思議な土層になっています。そうすると、改めてそこの評価をし直す必要があるのではないか、というのがひとつ可能性です。もうひとつの可能性としては、宮武先生がすでにご指摘された近代の遺構が、かなり掘り損ねて削られていっている。そういう可能性があって、いろいろな石垣の前面に投げ込んでいる捨石を含めて、根石は元の位置を保っている、石垣の上にのっていますから、元の位置は保っているわけですが。手前側の地表に関するところもかなりの情報が、すでに失われている状況が発掘で見つかっていると考えるべきなのか。他の調査区と併せて、かなり重大な情報がわかってきているのを、宮武先生と同様に、説明をお聞きして思いました。
宮武構成員	当然把握されているでしょうけど、今の千田先生のご提起の確認として、盛土と考えている11層、10層、8層、9層は、一切遺物は出でていないのですか。
事務局	出でないです。
宮武構成員	どこも、この盛土とした中には、瓦も何も入っていない。
事務局	そうです。今でも遺物は入っていないです。

宮武構成員	ここら辺の基本的な層状として、地山の前位層の内部に角礫ってありますか。
事務局	基本的には入らないと思います。
宮武構成員	この盛土の中に入っていますか。細かな角礫みたいな混じりはありましたか。一連の。もう1回確認したほうがいいです。
事務局	I 区の層状の形があったかだと思いますけれども。千田先生が言われたような、最初の過程で私ども N のところ考えていました。10 層が掘り込まれているような部分の、埋め込む 10 層ですが、10 層が灰色の砂層ですでに充填されている状況でした。明らかに地山を掘った土をそのまま使って埋めているようなところがありました。あと、写真が不鮮明で恐縮ですが、15 層が黄褐色の土が細かく入ったような、褐色と黄褐色の土砂が混じったような土です。それが名古屋城の他の調査地点、本丸とか西之丸とか、他の調査地点で出ている近世の盛土と今まで私ども考えている土と、かなり似ているところがあり、盛土ではないかと判断しています。
宮武構成員	重要なのは、今進行形で調査されている、他の北西の角部の L、北東の角部の C と同様に、一旦盛土を施して、さらに不思議なことに切り込みを施したうえで根石を据えている層状があるかどうか。あるのであれば、統一的に名古屋城の大天守台の築盛状況から考えなければならない、特異性が出たのです。事例的には、私の記憶では福島県の二本松城が、地山の部分にがちがちの三和土で盛土を施したうえに根石を置いている実例がなくはないです。しかしそれは、地形的に制約を受けていて、まわりが急な斜面地ですから、空間をつくりたかったのだと思いますけども。名古屋城の場合は、そういう余剰空間の抑制まではない場所ですから。あえてそういうような、千田先生もご指摘されるように、普通の石垣の築盛ではやらないような、あるいはこれは天下普請独特のやり方で、一旦大きな曲輪のアウトラインの造成を行って、その引き渡しを受けた石垣築城の担当大名がにわかに入ってきて、こういうようなことをする、そのズレがあります。想像はつきませんが。他の隅角の箇所を重点的に、残存状況の問題もあるので、よく見ていただきたいと思います。
北垣座長	それとやはり問題になっているのが、盛土であるのか地山の前位層であるのかという点があります。N 区を見ていますと、前位層より上に石垣がきてしまっています。支えを失ってしまっている石垣が、堀側の西側にずっと残っている。確かに堀底から見ると、勾配角度も急すぎるし、石垣の配石状況は石材の、ぐちゃぐちゃです。普段の、見学する側の方はどうしても、本丸と天守台の石垣だけ見て、足元のほうにはどうしても目がいかないですが、実は歩いている足元の石垣が極めて危険な状況にあること。この可能性が高まったことは、調査の趣旨で天守台まわりの石垣の安定性を考えて手立てしていく調査目的に合致したことです。今後、近現代の補修工事の危険要素をあぶり出すつもりで、調査を続けていただければと思います。
北垣座長	かなり大事な問題を指摘されたように思います。昼から現場を確認

	<p>することもしていただきて、現状の総合的な検討をするという、昼からの方にも、ちょっと目を入れていきたいと思います。</p> <p>一番難しい問題ですけれども、城郭の普請を行う際の、石垣を据える際には、一般には地業根切りの行為を必ずやるとみていいと思います。例えば天下普請の、いわゆる公儀普請のひとつ丹波の篠山城においても、ここの地形がいろいろあります。岩盤を中心に視角を打ちます。ナンバーリングるのは、おそらくそうだと思います。従来のあがっていく、高い部分の基礎は非常に安定した地盤を選んでいく。しかし城全体から造っていく時には、なかなかそこを選んでもまわりが軟弱地な低湿地みたいなところも入ってくるわけですから。ここらがなかなか難しいところですが。今日の今議論は、一番重要な天守台であることから、今日の調査の成果、さらにはこれには一層検討をして、安定地盤は一体名古屋ではどのような状況におかれているのか、さらに検討する必要があるのかと思います。今のところについて、他にご質問等はありますか。</p>
千田構成員	<p>先ほど宮武先生からご指摘があったところですけども、本丸側の石垣の反対側って言つたらいいのか、西之丸側や御深井丸側であったところの石垣の状況が、思っていた以上に悪いことがわかつてきました。この調査で。かなり深刻な問題だと思います。ご説明されたこというと、地業の部分が、根石のところにいたって完全に失われているとしたら、ちょっと読み取りようがないので。調査区より上の部分、見えている石積み自身がかなり傷んでいる、変形していることも顕著です。さらにそれが下の部分、本来であれば根石を押さえるように一連の基礎構造が、堀底が削られたとしか言いようがない。どこからかを地山として評価するのは、もちろんありますが。ご説明のとおりであれば、その部分は完全に失われていて、本来手前で押させていた一連の構築物は存在していないことになります。基礎が、ストッパーがない状態であれだけの高い石垣が積まれている状況です。これは濃尾地震の時の修理がかなり、石垣の修理としては安定性を欠いた工事だったことになって。どこのお城でも、近代以降の石垣修理の痕跡をどう評価して、それをどう本来の姿に戻すか、大きな問題であります。名古屋城においても、かなり大きな問題になってきたのが、少し見えてきたところだと改めて思いました。</p>
宮武構成員	<p>このトレンチ調査の意義として将来的に、ハザードマップを作っていく方向で考えていただきたい。近現代の、さまざまな大正や、濃尾地震も含めての、補修と言えば補修ですが。実際今でいくと熊本城の補修が問題になっています。1世紀の間、公園などさまざまな再利用の過程で壊れたり、メンテナンスのために、石垣を差し替えている事例が多くあるわけですから。元々城郭の石垣の伝統的な技術の特性に基づいて、それにすり合わせるような復元は、ほとんどないわけです。時代時代の、明治なら明治、大正なら大正、昭和なら昭和の一番流行していた手法をそのまま貼り付けてしまうので。特に、堀底において毎回ぞつとするのが、天守台の南西側というか、これは本丸のどう言えばいいでしょう。小天守台の張り出し部分です。北西の角の部分、トレンチのN周辺からしにかけての、明らかに近現代の石垣で張り出した部分と、オリジナルの名古屋城の近世の石垣の部分の巨大なズ</p>

	<p>レ、孕みは、全然関係なしで貼り付けて造っている要素。外側から見るとあまり気づかないですが、中から見ると、とてつもないことになっています。同様の補修痕跡が城内に相当あります。それぞれがやはり、Nのトレンチに代表されるように、修理工事時に堀底を削り取るのは実は、鹿児島城でもやっているのが最近わかつて、こわくなっています。すき取ってしまう、堀底を1回。施工するためにやりやすいということでしょう。崩壊した石垣がまわりに散らばっている状態で、それを撤去して、さらに再搬入している時に当時は、場合によつては馬車などそういうものでしか搬入できません。コロを使った可能性もありますけども。1回、低湿滞になっている堀底の部分を合わせてすき取って平らにしてしまうむきがあります。結果、元々の根石のレベルが浮き上がってしまった状態で、その上に新しい石垣を積む。しかもそれも、積み方も、元々あるオリジナルの石垣の積み方に合わせないので、谷積みになつたり落とし積みになつたり、勾配角度もむりやり孕んでいる状況のところに据え付けてありますから、無理がある状況で置いているわけです。これが、本丸の内堀の西側の石垣全面を網羅しているとすると、かなりこわい話です。今やつてはいる調査データに基づいて、危険箇所。今は減災の認識が重要になってきました。固定的に崩れないように押さえる措置も重要ですが、それ以上に地震等の災害が起きた場合に、人的被害を最小限にとどめる発想。見学の動線も計画立てて考えなければいけませんし、(整備)事業のゾーニングの見直しをしなければなりません。そのための基礎のデータを収集するためにも、トレンチ調査をやつた結果、危険箇所のハザードマップを、城内のものを早くつくることを考えられたほうがいいと思います。</p>
赤羽副座長	北垣先生からご意見ありましたけど、地山と盛土の関係を、状態図で見るとかなりいじくられていることがわかつてきました。提案ですけども、石垣の際を深く掘るのはとんでもないことです、G区などの、今日は図が出ていませんけども、西から東まで掘りぬくことになっていますが、真ん中部分です。掘り際でない部分、石際でない部分で少し掘つてみて、元々の地山の部分、盛土の部分がどうなつてているのかを確認する必要があるのではないかと思います。石垣際ではできないことを、石垣から遠い部分で少し掘つてみて、残存状況、あるいは深さとか高さとかそういうことを確認してみたらどうかと思います。
北垣座長	赤羽先生のご提案、どうですか。
宮武構成員	これは、当然ながら現状変更を伴うことですから、別途、文化庁との交渉の話ですけれども。少なくとも、非常に建設的な調査のあり方だと思います。今回トレンチを入れた結果として、新たに近現代の不安定要素がわかつてきました。これを確実に把握するために、そこに入れたことはわかりますけども。南北の一定の軸性に沿つて、真ん中の中央軸を設定して、それに地山と盛土の関係をおさえるような、一列にテストピット的に並べるようなトレンチを、堀底の中の東西、北側はちょっと悪戦苦闘すると思いますが。もうすでに午後のトレンチの中身は、だいたい想像がつくわけですが。天守台の北側の狭いところ

	は、水の溜まりようから言うと、悪劣極まりない状態になっているのではないかと思います。あの東西ラインと、真ん中の西堀の中央ラインに設定するような安定面、堀底の。これは文化庁に申請して改めて把握する方向を検討されてはいかがと思いますが、どうでしょうか。
北堀座長	これは午後の現場を検証して、改めて検討したいと思います。
千田構成員	直接今の議論に関わることではないですが、今こういうかたちで天守台まわりの石垣の堀底の発掘調査をしていただいています。すでに最初のご報告の中にありましたように、根石を明らかにする危険を伴う調査です。調査が終われば適宜速やかに、適切に埋め戻すことです。今日報告があったところでも埋め戻しているところがあるのは、当然だと思います。ただし、こういった調査は何度も起こることではなく、次に調査をすることになれば、本当に大天守台の石垣を積み直す時に、もう一度根石が現われる、それくらい極めてまれなことだと思います。発掘現場のある場所から考えて、非常に貴重な調査ですが、市民の方に広くそれを、堀底に入っていただいてご覧いただくのは極めて難しい、やむを得ないと思いますが。普通に考えれば、私たちが生きているうちには、こういった調査はないはずであるというくらいのスパンの調査です。せめて、今日もいろいろ傍聴されていますが、報道機関の方々に適切な時にご覧いただいて、報道の解禁日、その他いろいろな取組みがあるとは思います。それを通じて市民の方々に、こういう成果が上がってきたことを広く公開すべきではないかと思います。調査区自身は、堀の対岸側から見ることができる位置ですので。今日、始まる前に名古屋城へ行きましたが、特段、今こういった調査をしていることは、告知等は、現地でもされていない様子でした。特別史跡の中で、こういう学術的な調査をされていることから考えますと、多くお見えになった国内外の方に、こういう学術的な調査を名古屋市はしっかりとしていて、現状でこういうことがわかっていることを、それ自身を見ていただくことが大事だと思います。ひとつはそういうかたちで、一定の告知をしていただくことと、もしかしてしていただいたら、見落としていたかもしれません。もうひとつは、市民の代表である報道機関の方には、現場を公開して、広く市民の方々に施工している機会を速やかに設けていただきたいと思います。
宮武構成員	大賛成です。
北堀座長	各構成員の方々からお話し、貴重なご意見をいただきました。もうひとつ大切なこととして、地盤工学の専門家のご意見は必ず入れていただきたいと思います。前回の調査、トレンチの現場でこういったひとつの方針性を、いろいろだしていただいています。資料1はそういうようなことを踏まえて、総合的にやっているわけです。実際に現場で石を積まれる棟梁さんにも見ていただきました。そういう中での総合的な調査を、今私たちはやらせてもらっているわけですから。考古学の側からの立場で言うと、今のような状況だと。もうひとつは、石垣そのものを支えている最大の構造物ですから、重要物ですから。やはり地盤工学の専門家、これまでずっと見ていただいています。この度も改めて、こういったご意見を踏まえて、ひとつの方針性を考

	えていく必要があると思います。
宮武構成員	<p>それにまったく相乗りするかたちで。私が頭の中で考えているのは、堀の西壁の石垣の安定策をどうするかを考えていました。根石まわり自体を、一番ベストなのはきちんと積み替えることです。城郭としての石垣の体裁をなしていませんので、はっきり言えば。それは莫大な予算と時間がかかりますから。崩壊を防ぐための根まわりを、しっかりと安定させる処置をとるのが早道であろうと。それには、北垣座長が言わされたように地盤工学の専門の先生方と一緒にディスカッションするかたちで、どういった土台でもってどういった置き方をするのか、現場でのディスカッションが重要です。その段階でトレーニングは埋め戻しているわけですから、もう1回ほじくり返すわけにはいきませんので。今日部会の午後、現地で一緒に見る場において、我々は前の座長である西田先生を顧問として仰いでいます。いかんせん現場に下りていただくには足場が、先生のご高齢の点を考えるとちょっと不可能に近い。一緒に現地のトレーニングの中を見て土質的な特徴や、全体的な地形の安定度を踏まえて、どういう処置で安定させるかという議論ができる方。私として、この場で提起させていただいて、議事にも残るでしょうから。西形先生に常時お越しいただいて、できましたならば部会の構成員としてご来席いただき、一緒に部会の中で現地でディスカッションしていただくことを、新年度に向けて事務局の方で、先生のご都合もあるでしょうから、急ぎご検討いただければと思います。これは私から会、座長に対してのご提言でもあります。</p>
北垣座長	<p>大変重要な点をご指摘いただきました。これまで折々、西形先生には現場にも入っていただいているわけですから、これから改めて構成員として、ぜひ参加していただく必要があるかと思います。事務局で検討していただきたいと思います。</p> <p>今資料1を、いろいろな立場でご検討いただいているが、いかがでしょうか。資料1について、さらにお伺いしておくことはありませんか。今日の委員会で出されている、貴重なご意見ではありますが、全体で言いますと構造的な問題がなければ、このままずっと進めいくものでもないと思います。そのあたり改めて、緊急を要する問題でもありますから。そういうことも含めて、今の宮武先生からのお話も踏まえて、至急ご検討いただきたいと思います。それでは資料1はこれで終わらせていただきたいですか。</p> <p>引き続き、特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）について、資料2のご説明をお願いします。</p>
	(2) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）について
事務局	(資料説明)
北垣座長	石垣部会として、この部分に関わるところとしては、保存活用計画、本質的価値、石垣の持っている本質的価値に対して、石垣部会としても、ここについてはしっかりと関わっていこうということで、取り上げられているものであります。では先生方からご意見をいただきたいと思います。

赤羽副座長	<p>最初から、問題を感じたところをお話したいと思います。62ページ、(III)で歴史的経緯を示す諸要素のところです。特別史跡名古屋城跡に直接関係する要素はないものの、名古屋城の歴史を理解することで、具体的には次の63ページの真ん中の近代に形成された諸要素で、4つ事例が挙げられていますが。近代に形成された諸要素とは、一体何ですか。具体的には、庭の4つは、特に石垣・土塁・堀で、近世に形成されたものはどこになるのかが1点。</p> <p>もうひとつはもっと大事なことです、近代に形成されたこの諸要素、近代に形成されたということは、逆にそれまでの、私の考へている名古屋城の本質的要素を破壊しながら造られたというふうに見えるわけです。そういうものをここで、歴史的経緯を示す諸要素として挙げていいのかどうか、というふうに考えるわけです。歴史的経緯を示すために、諸要素ではないのだけれども、あえて挙げているところと、具体的に石垣・土塁・堀は一体何を示しているのか。例えば、近代に形成された諸要素で、先ほど言いましたように本質的価値を破壊して築き上げられたものとしては、地下遺構としての六連隊の兵舎とか、二之丸庭園の前庭とか、乃木倉庫など、近代に建設されたということは逆に、それまでの名古屋城の形状、本質的価値を大きく破壊したものだということも、解釈では成り立ち得るわけです。そこら辺のこと、あえてこれを挙げた理由をお聞きしたいのが1点です。</p>
事務局	<p>1点目の部分ですが、資料の68ページをご覧ください。ひとつ目のご意見の、歴史的経緯を示す諸要素の、近代以降に新たに形成された石垣・堀・土塁、どういったものを挙げているのかということです。この68ページは、本丸の諸要素の内容を示しているもので、赤字の部分、近代の石垣で掲げています。本丸大手馬出西面の改変時に堀を埋め立て、南面の連結部に繋げるよう新たに構築した部分の石垣があります。そういうものを、こちらでは挙げています。81ページですが、西之丸の部分です。上の赤い字のところの石垣、榎多門の樹形の部分、門の移築に伴い榎多門の樹形が改変されています。下に長ずるかたちになっていますが、こちらの部分で新たに構築された石垣を挙げています。近代以降に新たに形成された石垣としては、今、申し上げた2点を掲げています。また、説明文の中でふれましたが、二之丸庭園前庭、乃木倉庫といったお庭、建造物といった要素も、この部分について諸要素として位置づけています。(III)番の部分の諸要素ですが、従来までは(I)番の本質的価値を構成する諸要素に含むかたちでした。前回の会議の中でもご意見をいただき、一定の整理が必要との認識にいたりました。今の部分について、歴史的な経緯を示す要素の部分では変わらないと思っており、ひとつこういった要素を設けて、このように位置づけたところです。</p>
北垣座長	赤羽先生、いかがでしょうか。
赤羽副座長	ご説明は、一応了解させていただきます。
千田構成員	ご説明はよくわかりましたが、それはまずい表現ではないかと思います。特別史跡の名古屋城跡の本質的価値は、江戸時代のお城としての、国の特別史跡として指定されているわけですので。近代遺構の諸

	<p>要素を特に、62ページのところです。必要なものと謳ってしまうのは、この手の保存活用計画としては適切ではないと言わざるを得ないのではないかと思います。端的に言えば、近代以降の名古屋城の歴史を示す構築物ということで、それは名古屋城の現状の構成をしている要素のひとつとして挙げると、こういうふうに書き分けることは、よくわかります。それを必要なものと謳ってしまうと、赤羽先生からもご指摘がありましたように、本来、特別史跡としての要件を構成している近世の遺構を壊して近代遺構のものはできているわけです。それを必要なものだというふうに、構成要素の区分で謳ってしまうと、近世の姿を保存するために、それを壊している近代遺構が必要なものであるから、近代遺構を壊して近世のものに戻せないという大変な矛盾が生じてしまいます。その部分の位置づけについては、もう少し慎重であるべきだと思います。当初の本質的価値を構成する要素を入れてしまっていたのは、極めてまずいことあります。現状でも、前よりは良くなりましたが、やはりそれを必要な要素に分類するのは適切ではない。どういったものが近代の構築物で含まれているかは、先ほど事例を挙げてご説明いただきました。これが近代に形成された諸要素であれば、例えば離宮時代に関わる遺構も、近世のものを転用しているものが大部分だとはいえ、それに関わる構築物は当然あったものと思われます。地下遺構の場合もあると思います。そういうものは、この場合は書き上げておくべきことです。それと戦後、二之丸にありました兵舎が、一時期名古屋大学の学生寮ですか？</p>
赤羽副座長	名大の文学部教育学部の校舎、名古屋学生会館の学生寮がありました。
千田構成員	そこにおられた方が横におられますので、非常に実証性のあるお話をしたが。大学として使われていたという、それに関わるものです。これは兵舎を転用していて、新たに構築した部分がどれだけあるかわかりませんけど、それは赤羽先生に聞き取り調査をしていただくとわかるのではないかと思います。そういうものを、兵舎は挙げるけど大学は挙げない、離宮は挙げないのは、バランスとしてどうかと思いました。
宮武構成員	いただいた抜き刷りの中で、今ご指摘の問題は、大変な論理破綻をしているなと思いました。174ページ、ご自身で作られたわけですから。保存管理の方法の根幹に関わる項目上の中に、174ページの真ん中に、この問題に値する歴史的経緯を示す諸要素とあります。質問をしようと思っていましたが、意味がよくわからないです。 ①石垣・土塁・堀。名古屋城の歴史を理解するうえで必要なものとして保存管理を行いつつ、ということは近現代の土塁・石垣・堀は、名古屋城の歴史を理解するうえで必要だと謳っている。その次、本質的価値が顕在化する4つ、この本質的価値って何ですか。近代の石垣、土塁の本質的価値を顕在化させるのですか。主語がわからないです。名古屋城の城としての本質的価値を顕在化するのだったならば、その前に謳っている重要なものはとっぱらわないと無理でしょう。これはどうやって同居されるつもりなのですか。さらにそのあと、取り扱いについて調査研究を行う。調べてどうするのですか。その次の②の地

	<p>下遺構、遺構の性格や整備等の関係の中で保存管理方法を検討していく。この地下遺構って何ですか。近現代、少なくともこれは近代に形成された諸要素、(1)の中の項目ですから。先ほどお話をあった学生会館の礎石やコンクリートの布基礎も、保存管理方法を検討していくのですね。では、本質的価値は、顕在化していくのは近現代の本質的価値を顕在化していくことですか。本来、特別史跡に指定されている指定要綱の中に、昭和・大正の大学なども、とりわけ文化財として卓越した価値を持っているから指しましたことが書いてあるのでしょうか。これは特別史跡の保存管理を計画立てるものであって、それに逸脱しているものも、これから作っていく活用計画の中で、わざわざ歴史的経緯を示す諸要素ということで確定させて、これらを顕在化させていくことは、江戸時代の名古屋城の損壊した状況を消していくことですから。その両者の同居をどういうふうに、この計画の中では、前の一覧と位置づけているのか。それが、まずひとつ。</p> <p>一つひとつ本丸とか曲輪の中で、例えば何とか門の石垣ですとかを赤字で、先ほど赤羽先生が、一体具体的にどんな対象ですか、っていうのをこうやって書いてくれましたが、135ページの中の、この図の何番目かの近代以降の石垣修復整備箇所というだけで、赤字とグリーンで塗っているものは、これはすべてその対象です。逆に言うと、本丸とかで遣さなければいけないと謳っている、具体的にどういうのがあるでしょうか。81ページ、西之丸における櫓多門の樹形跡の改変時に新たに構築された石垣と限定して、これは歴史的経緯を示す諸要素で、保存管理を積極的にかけていく対象に挙げていますが、では135ページの図面に塗られている近現代以降の新しく整備・補充した石垣は、ずいぶん他にもあります。これは無視するということですか。対象箇所の限定と理念と矛盾している点について2つ、教えてください。</p>
事務局	<p>1点目の174ページの部分ですが、保存管理の方法を記載している部分です。宮武先生ご指摘の、特別史跡指定説明文の中に近代以降のものが指定理由として入っているのかの部分です。その指定理由の中では入っていないと思います。近世の代表的な城郭と謳われているかと思います。その中で文章にあります1行目後段の本質的価値の顕在化の部分ですが、冒頭の3章の部分でもお話ししましたが、近世に形成されたような本質的価値を構成する要素、その部分の本質的価値がさらに顕在化するように、この近代の諸要素についての取扱いを調査・研究する意味あいで、書かせていただいています。</p> <p>174ページの②の地下遺構が指すものは何かの部分です。先ほどの千田先生のお話の中にもありました、兵舎の関係の地下遺構といった部分を諸要素の中で、二之丸地区の(Ⅲ)番の分類の諸要素と位置付けており、そのようなものがこちらには含まれています。それでこれは近代以降の地下遺構の文を指して、保存管理方法を書いています。</p>
宮武構成員	<p>今のお答えですと、一見この174ページの説明だとおさまりがつくような感じです。少なくともこれは遺っている対象ではなくて、特別史跡の指定要件の中でも謳われている江戸時代の名古屋城の特質を語る遺構を邪魔している要素がこれですよと。本質的価値である近世の城郭の要素を顕在化させるにあたって、折り合いをつけなければな</p>

	<p>らない対象はこれですという謳い方だったら、ここで謳ってはおかしいです。冒頭に戻っていただくと、63 ページの特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素の表の中で、今ここで謳っている赤字の部分の上に来ているのは、本質的価値の理解を促進させる諸要素の中にカテゴライズされています。逆です。そこはどうでしょうか。</p> <p>63 ページの根幹になる表の中では、歴史的経緯を示す諸要素は、特別史跡に指定されている要件の近世、つまり明治の初頭に至るあの時代のものも歴史的諸要素として取り入れて、一方ではその中身について江戸時代の本質的価値を邪魔している要素について整備していくべきという書き方で 174 ページは謳っているわけですから。読みとれないです。遺すべき要素として、まず地下遺構について混乱します。その点、近代に形成された諸要素も、名古屋城の現在に至る時間経過を示す諸要素として重要だから、①②③④の要素を挙げた。一方ではここで書いているように、本来の近世の城郭としての本質的価値を顕在化させていくと謳っている。どういうふうに折り合いをつけるのですか。折り合いをつけるための調査・研究、整備をこれから行いますことを、ここで書きたいことですか。</p>
事務局	そういう部分の整備を今後行っていく方針を、この保存活用計画において記載しています。
宮武構成員	ちょっと読み取れないと思います。遺すべきものの羅列であって。否定するのであれば、これらは本質的価値をあいまいにしている。だから、これについて改善を図るための方向を考えていく書き方になっているのであれば、前後の脈絡は矛盾しないわけです。主題が逆転てしまっているから問題なのが一つ。それを踏まえて 2 つ目の質問だった、実際に昭和、明治も含めていろいろなところで修復している石垣全部に、この論法が重なっていくわけです。それと、一つひとつ曲輪の中で重要だって挙げていった部分と、これについて 2 つ目の質問についてお答えいただけますか。
事務局	2 つ目の質問ですが、134 ページをご覧ください。134 ページでは、図が小さくて申し訳ありませんが、凡例にあるように失われた石垣や土壘・堀、青丸の部分、大きく改変されている部分が赤い丸で書いてあります。その中で、この西之丸の榎多門のあたり、本丸大手馬出の西側のあたりが赤い丸で、大きく改変された箇所で歴史的経緯を示す諸要素として、先ほどご説明させていただきました。135 ページの部分ですが、この図は近代以降の石垣修復整備箇所で、現在史料、文献等で判明しているものについて書いてあります。こちらの部分は、先ほどのストック列をしておりまして、改変や撤去された部分ではなく、石垣を修復した場所と書いてあります。天守台の部分の赤い囲みについては明治から昭和 44 年までの石垣修復箇所ということで書いてあります。近代以降の石垣を修復、整備した箇所については、先ほどの 3 章の部分の構成要素の分類で言いますと、本質的価値を構成する諸要素の部分に位置づけています。そのような考え方をしている理由としては、天守台など近代以降に修復している石垣は、修復しているものの本質的価値として新たに明示しています縄張り、曲輪を構成する一部であることには変わりがないため、特別史跡の本質的価値

	<p>を構成する要素です。修復した要素については、その一番に位置づけているので、歴史的経緯を示す諸要素の石垣の保存管理方法の部分では、読んでいないところです。</p>
宮武構成員	<p>今のご説明をスッキリとするならば、名古屋城の本来あった形を踏襲しているものか、そうじやないか、という分け方にしたほうがわかりやすくないですか。</p> <p>最初にやっていた議論は、濃尾地震の石垣が危ないです。どうにかしないといけないです、って言っていたわけです。それも本質的価値かというと、歴史的経緯上重要なから今に至るまでの構成要素だから守らなければいけないという、大変な矛盾を抱えるわけです。134ページの中で、穴をあけられた石垣や、本来、名古屋城の幕末に至るまでは存在しなかった形態に変えられてしまっている明治、近代も含めた、新しく加わってしまった要素の問題の取扱いと、コンクリートでもとにかく、名古屋城の元々あったアウトラインをちゃんと意識して、これを保管するような状況になっている存在のものはもちろん、この分け方で分けたほうがわかりやすくないですか。前者の取扱い、後者の取扱いは、それぞれ筋道が變ってくると思います。前者のように、元々、名古屋城に存在しなかった要素だけれども、乃木倉庫や二之丸庭園はどうしますか、という議論の考え方。同じく名古屋城の時代には存在しなかったけど、名古屋城の時代の産物ではないけれども、近現代にいたって城の構成を回復する要素で造った土壘、石垣は、江戸時代の骨格だけは踏襲している。でも粗いから、これをどうするかっていう考え方。こうしてしまわないと、本質的価値のピラミッド的な段階的な要素だけできると、最後に遺っている名古屋城時代のものはすべて遺さなければいけなくなってしまいます。今のやり方だと。ひとつ提言です。これはすっきり分けられる方法としておさめるかどうかは、1回置いてみてテロップしてみないとわからない部分がありますけど。</p> <p>もう1点、233ページ、これが一番重要なことなのだろうと思います。今までお話ししてきたことの延長です。名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復整備。ここで基本路線というか、非常にまともなことというか当たり前のことが書いてあります。233ページの下の表です。事業展開、石垣カルテの作成に基づいて。確認させてください。I期、II期、III期となっていますが、親の、大元を今日持つて来ていなかったので、それもある程度、何年計画での展開がI期、II期、III期のバグにありますか。</p>
事務局	<p>こここの部分のI期、II期、III期の考え方ですが、事業展開としては各事業の道筋期間を概ね示しているものです。各期間について、概ね10年程度で、I期、II期、III期と書いています。大まかな手順として書いているものとして、ご理解いただきたいと思います。</p>
宮武構成員	<p>仮にI期が、石垣カルテの作成が始まっているわけですけども、これが作成された段階をスタートとして、平成30年から10年スパンでだいたいこう切りますっていうのが、I期、II期、III期とすると、今まで名古屋城について、なかったと記憶していますが、各所の石垣の保全、修復の計画について、場所別に年次展開がのっているような計</p>

	画はありましたか。
事務局	現時点ではありません。
宮武構成員	<p>それをこの場で作りますと明確に謳ったほうがいいと思います。下から2行目のところに、それに基づいて石垣の保全方針および修理・修復計画、方法を定めると文章で書いてありますけど。先ほどの話の続きで言いますと、近現代以降の形としては名古屋城を踏襲しているように見えるが、一方では先ほどのトレンド調査の議論でも出たとおり、明らかに名古屋城の保全についてマイナスの要素に働いてしまっているもの、こういうものの改善策も含めたかたちでもって。それと先に言った仕分けでいくと、本来近現代には全く存在しなかつたけれども、今厳然とあるような近現代の遺構について、この3つの要素を網羅した保存修理計画についてしっかりと立てると。10か年計画だったら、第I期10か年計画でもいいし。そういう方針をここで謳ったほうがいいと思います。そうでないと、スローガンで終わってしまいます。多分。これから震災によるさまざまな不安は、活動的に増えていきますから。それに備えるためにも、その部分で最初に出すものを計画で作りますと謳っておいていただきたいと思います。最近、誤解があるように思うのが、先行している石垣修理や、城郭の整備理念として、大概ありがたくないことですが、東北大震災、熊本城の修復検討を含めて、誤解が自治体の中で、混乱が出ているのではないかと。何かというと、災害復旧助成事業の中での石垣修理のあり方はノーマルではないわけです。都市公園法、都計法、文化財保護法の中でも、崩壊した石垣、損壊した遺構分を復元する時には直前に戻すルールが働いています。法制上、そういう建て付けですから。のことと一般に、崩壊をしていない一般の環境整備で行う方針とは別ですから。災害復旧のやり方でしてしまうと、上のつかっているのがコンクリートであろうと、昭和であろうと、大正であろうと、明治であろうと、城郭と関わりのない、のつかっている遺構についても元に戻さないといけない原理があります。そのなりで、この計画を作ってはダメです。ちょっと混乱しているところが、どこの自治体もあります。本当から言ったら名古屋城の場合、離宮の時代もあれば、軍部の時代もあれば、名大の時代もあるという、多岐にわたる要素が入ってきて、本来の特別史跡名古屋城と違う要素がかぶっている。ここで震災がもし起きた場合だったら、据えたものをそのまま元に戻しましょうというのが、今の論理です。この場合、腰を落ち着けて、一から保存管理計画、活用計画を見直していきましょうというのであれば、やはり本来の特別史跡の枢要要素であるところの名古屋城を主人公において、ほかの関係しない部分については明確に整理していくやり方で、1本線を引いておかないと、両者ともあぶはち取らずのような計画になります。間違いなく立ち位置で、これから対象とする石垣修理する時に、このバイブルを見た時にどっちを頼っていいかわからなくなる。守らなければいけないか、手をつけていけないのか、わからない計画になってしまいますから。そこをしっかり仕分けしてもらいたいと思います。</p>
北垣座長	あえて繰り返しませんが、名古屋城の本質的価値は、城郭として機能している、そういう時代の幅の中で考えていく。それから、そのあ

	との問題が今のようななかたちで出てくるはずです。そのあたりの再整理をされてはどうかというご意見だったと思います。
千田構成員	今の座長の取りまとめで、まったく意義はないです。そういったことでいうと、62ページのところで、先ほど赤羽先生が指摘されましたけど、近代以降の建築物について特別史跡名古屋城の中で必要なものだと謳ってしまうのは、まずいので。これについては、必要なものという書き方は修正が必ず必要だと思います。それは宮武先生の質疑の中ありました、233ページあたりでも文言が矛盾するところで。確かに文章が、説明していただいたような文意が読み取れませんので、書き直しがマストだと思います。そこでも必要なものだから、だからどうするというかたちになっていましたので。174ページです。名古屋城の歴史を理解する必要なものとして保存管理を行うのであれば、保存するしかないことになりますから。そうすると、先ほどからの話でもひどい自己矛盾に陥ってしまって、石垣も直せない、何も直せない、それを遺さないといけないことになりますから。これはまずいということを、十分ご理解いただいたうえで書き直すことをお願いしたいと思います。
北垣座長	今の千田先生のお話は、それでよろしいですか。概ねそういう了解でいいですか。
事務局	今の千田先生のご意見について、この保存活用計画について前回の会議でお話ししましたが、平成27年度から進めており、全体整備検討会議の中で検討してきています。その中で、今回石垣部会で、前回の会議についても貴重なご意見をいただいている。その部分については受け止め、全体整備検討会議のほうと相談しながら対応していくたいと考えています。
北垣座長	そういうことで、ほかにはありませんか。 それではだいたい先生方からのご意見をいただきましたので、全体を調整して石垣をいいかたちにしていただきたいと思います。
千田構成員	整備計画のこといいですか。整備計画は、極めて大きなところは先ほどの何を本質的価値として取り扱って保存していく、あるいは整備していくと考えるのは、非常に大事なところあります。ご説明のあった最後のところです。234ページの運営・体制に関わるところで。調査・研究体制を充実させることを明記されていることは、大変望ましいことだと思います。ただし、ここでも文章が少し適切さを欠いています。関連部分を読みますと、各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する必要があるため、民間活力を導入した効率的な運営・体制の検討と併せて、とあります。これは、学術的な研究調査、研究体制を強化するという文言の中に、民間活力を導入することを謳うのは、石垣部会で文化庁の調査官も明言されていますように、国の特別史跡の管理団体は、国民を代表して、代わって、この貴重な国民共有の財産であるところの史跡、特に特別史跡を管理・運営している責務に鑑みて、当然のことながら独自の体制で調査や研究をする。その学術的成果に基づいて、

	適切に整備、運営をしていくことが求められています。例えば発掘調査に対しても、石垣に関わらず、庭園調査に関しても、直営でしっかりとした体制を組んで調査をすることが求められています。今回進められている石垣の調査に関しても、委託のかたちで調査をすることは、文化庁としては明確に認めない。そういうかたちでの現状変更の申請があれば、それは認めないことが、この場で示されています。そういう議論の経緯は、当たり前の常識なことを調査官は言われただけですが。この中に調査・研究体制を構築する、と謳ったところにスルーと民間活力を導入する。もちろん、いろいろなところで民間活力を導入することはいいですけど、これは適切性を欠いています。民間活力を導入することについての、効率的な運営体制については、別途書き分ける。何か別のところでこういうことを導入することは、謳うべきところだと思います。この部分については、調査・研究体制をなぜ強化しなければいけないかについて、民間活力を導入する効率的な運営体制を検討することと併せるのではなくて、学術的な成果に基づいた適切な保存・管理を活用していくために専門性を持つ職員を確保し、という文言が疑念なく読み取れるように訂正をお願いしたいと思います。
北垣座長	民間活力は、どんなものを、参考までに、考えられていますか。
事務局	民間活力の記載の部分ですが、全体の学術調査、名古屋城を適切に保存・活用していくための学術調査について、民間活力を導入していく意味あいでは書いていません。さまざまな側面の中での効率的な体制が、一方で、行政の意味あいで求められている部分があります。その部分を少し取り入れて書いたところです。書きぶりについては、注意したいと思います。 調査・研究体制の強化の項目では、不適切だと思いますので、改めるようにしたいと思います。
赤羽副座長	細かいところで、102 ページと 103 ページです。先ほど少し議論になりました本質的価値を構成する地下遺構のところで、二之丸南の地下遺構は良好な状態である、と書いてあります。103 ページの西之丸でも、地下遺構は良好な状態であるとあります。二之丸南は、現在体育館のある所です。西之丸は、今展示施設のために試掘調査をしています。私も現地を見させていただきましたけども。必ずしも地下遺構が、当時の御蔵は検出できなかった部分です。ですから、地下遺構は、両方とも良好な状態であると書いてしまうのではなくて、これから機会があつて確認をしていきます、という表現をしていかないと、全部きっちり残っていますと思うと、とんでもないことになるのではないかと思います。
北垣座長	そのあたりもいいですかね。大体そういうことで、本質的価値について、石垣部会としては、今のような中で検討させていただいたと、ご理解ください。 これで 2 つ目の問題も終わりましたので、その他をお願いします。
宮武構成員	今回の項目には入っていないんですけど、進捗状況を教えていただき

	たいのは、この資料に、議論が終わった保存活用の中身でも、石垣カルテに基づいてという根幹的な主語として扱っていますけども。今、石垣カルテはどういう進捗状況でしょうか。
事務局	天守台の石垣カルテにつきましては、
宮武構成員	全体のです。天守台の石垣カルテについて聞いていないです。
事務局	特別史跡全体の石垣カルテですが、着手にあたりまして、石垣部会の皆様に貴重な意見をいただきながら計画立てをして、事業着手を進めている状況です。1つ目の議題の発掘調査等にも関連して、石垣カルテの情報について整理を進めています。一旦整理をし、ご説明、ご審議をしていただける状況になりましたら、石垣カルテについてご審議いただきながらより良いものにしていきたいと思います。
宮武構成員	まだ発注していないということですか。
事務局	発注をしており、作成は進めています。
宮武構成員	今までの記憶では、天守問題が出てくる前の段階からの部会の主要要素として、石垣カルテのフォーマットについて何回かこの場で議論をしました。最終的にこのフォーマットでいきましょうという確認をできたかどうか、少しあいまいなところがありますけども。いずれにしても、2年や3年くらいでとにかくやっつけでやりたい話で、それは無理ではないかということを、各構成員の先生方からさんざん出ました。それは、天守を取り巻く諸事情に、市の予算として潤沢につくようなこのチャンスに基づいてやらなければいけないという、ひとつ的事情があったのだろうと思いますけども。だからこそ、本来だったら3、4年、5、6年かかりそうなボリュームのスケールのものを2年かそこらで終わらせたいところで、石垣カルテの事案がポンと出てきてわけです。悪い話ではないですし、何よりもこれは保存活用の中で謳ってしまっていますから。存在しない状況で、これは成立しないことを自ら謳っていますので。重要なのは、今、どの段階まで石垣カルテは、確かに2か年度あげていたと思いますけど。今年度の段階で、4割方、調査は進めていると思いますが。
事務局	石垣カルテについては、熊本の地震での石垣の状況を見て、市としてこれは早急にやるべきだと、その時に考えました。それで2か年とお話ししましたが、先生方から、「そういうものではない」というご指摘を受け、我々もよく理解し、しっかり時間をかけてやる考えに立ちまして、基本的には5年だとか、6年だとかいうスパンでやっていくと進めています。ですから、4割とかそういうレベルまではいっていません。今年度行う箇所については、進めているところです。
宮武構成員	部会の中では確認はできていないと思いますが。少なくとも、最初の話合いよりも伸ばして、ある程度じっくり腰を据えて石垣カルテを作っていくと。とりあえず着手はしてはいるけれども、それをとりまとめている最中であることは、来年度以降も継続的に進めていくので

	しょうから、どういう進捗状況かは、次の部会で出していただけますよね。大丈夫ですか。
事務局	今年の部分ですね。9月の部会で、どこの場所でやるかを説明いたしました、先生方からいろいろご意見をいただきました。利用者の関係から頻繁に通るところとか、各門のところを中心に、それ以外の部分もありますけども、今年度やれる範囲で設定して作業しています。今言わされました内容については、今度の部会でお示しすることができましたら部会に諮りまして、今後また、先ほど所長よりもお話がありましたように何年かけてやっていきますので、審議をしてよりよいものにしていきたいと思っています。
宮武構成員	前にも言いましたけど、動き出して初めて、入れ込みにくいものがわかつてくる作業です。項目では作りましたけど、始まつたら全然足りない部分があつたりとか出でますので。今進捗している内容は、できるだけ部会に報告いただいて、1回もませていただきたい。それによって、ほかの所で進めていくやり方は変わってきますから。心配しているのは、とりあえず天守まわりだけやって、他はしばらく何もしないのは、そんな実態的な契約になつたらとんでもない話ですし。それだったら、またどこかの部会から、石垣部会は安全性を考えていないと言われますから。きちんと予定通りに、カルテについては進めないといかないと困ります。お願ひします。
千田構成員	石垣部会に付託されているところではありませんので、議題のところでは話しませんでしたけども、特別史跡名古屋城跡保存活用計画の中では、便益施設などのことについても触れているところがありますが、適切に考えることであります。これは特別史跡のことですから、史跡内にはトイレなどの便益施設、必要なものがあるとはいえ、現状、例えばおみやげなどのものを売る所が適切な状況かどうかは、いろいろ他の史跡のお城と比べると、名古屋城は検討する所が多くあるのではないかと思います。そういう意味では、他のお城の、こういった保存管理計画、あるいは保存活用計画を近年立てて、そういう保存管理、あるいは活用をすでに進めているお城を参考にすれば、現状のようなかたちでの便益施設での配置は、他のお城とはかなり違うと言えると思います。このあたりは保存活用計画の中で方向性をしっかりと示しておくことが、今この時点で計画をまとめるのであれば、求められているところではないかと思います。書きぶりが本当にいいかどうかは、点検をお願いしたいと思います。併せて、便益施設とは言えないと思いますが、名古屋城の総合事務所は、名古屋城の本質的な価値を持つ構成要素の重要な部分である西之丸の中に建っています。あのくくりに総合事務所がどうしてもなければならない理由は、私はまったく検討がつきません。当然、これは本来の名古屋城のあるべき姿、先ほど議論ありましたが、それで考えれば、西之丸から総合事務所が出ていくのが、正しい姿であります。今日も朝、総合事務所をお尋ねしましたが、素人目に見ても耐震強度が心配な建物のような気がしています。そういうところを、本文の中の保存活用計画の中では、総合事務所を、当然のことながら私たちも城外へ出ます、特別史跡外出るのは当たり前前の宣言が見当たらなかったような気がしました。

	その点もやはり、いろいろなところにあるべき姿をしっかりと描くのを書いて、これを宣言するのが保存活用計画ですので、事務所そのものの足元のことについても、あるべき姿を盛り込んでいただきたいと思います。
北垣座長	文化財保護室の洲寄さん、何かありますか。
洲寄オブザーバー	先生方のいろいろなご意見を伺いました、参考になるところが多くあったかと思います。特に今日の議論で、最初の議題の(1)になりますけど、石垣が構築されている土層の評価については、宮武先生がハザードマップについて言わされましたけども、大変重要な状況だと思います。本日、午後にまたご検討で、しっかりとまたご議論していただきたいと思います。特に土層に関して、基本土層を調べるためのテストキット等のご指摘もありました。そのあたりについては、また文化庁との現状変更協議をしっかりと詰めて進めていただければと思います。
北垣座長	それでは進行を事務局へお返しします。
事務局	北垣座長、構成員の皆様、オブザーバーの皆様、ありがとうございました。本日、いろいろ意見をいただきています。いただいた意見を参考に、保存活用計画も進めていきたいと思います。今後ともご指導、ご助言のほどよろしくお願ひいたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）

議事録

日 時 平成30年3月30日（金）10:00～12:00

場 所 KKR ホテル名古屋4階 福寿の間

出席者 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学教授	副座長
赤羽 一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山莊園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
三浦 正幸	広島大学大学院教授	

オブザーバー

洲寄 和宏	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐
神谷 浩	名古屋市教育委員会博物館副館長

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
名古屋市教育委員事務局生涯学習部文化財保護室
緑政土木局緑地部緑地管理課
住宅都市局営繕部営繕課
観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室

課 題

- (1) 建造物部会の検討状況について
 - ・本丸御殿復元工事について
- (2) 石垣部会の検討状況について
 - ・平成29年度石垣修復工事の概要について
 - ・天守台石垣周辺調査について
- (3) 庭園部会の検討状況について
 - ・平成30年度二之丸庭園修復整備について
 - ・平成30年度二之丸庭園発掘調査について
 - ・御練堀（御築地）修理・復元計画（案）について
 - ・二之丸庭園名勝追加指定について
- (4) 天守閣部会の検討状況について
- (5) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）について

配布資料

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議の内容</p> <p>最初に資料の確認をいたします。会議次第が1枚。会議資料、右肩に資料番号が書いてあります。1から9です。別紙の資料については、保存活用計画の本編と資料編、概要編となります。</p> <p>それでは議事に移ります。本日の会議の内容ですが、建造物部会から本丸御殿復元工事について始め、5項目についてご意見をいただければと思います。ここからの進行は、瀬口座長に一任いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>5 議事</p> <p>(1) 建造物部会の検討状況について</p>
瀬口座長	今お話しがありましたように、議事の(1)が建造物部会の検討状況についてです。本丸御殿復元工事について説明をお願いいたします。
事務局	(資料説明)
瀬口座長	建造物部会の検討状況、工事状況、観覧ルートについて説明していました。ご質問、ご意見をお願いいたします。
三浦構成員	黒木書院について質問したいのですが。最初の資料1の写真の左側の上から2つ目が黒木書院です。これを見ますと、柱等の部材が白木になっていますが、色付けをしない予定ですか。
事務局	現在のところは、白木のままで。
三浦構成員	現在は、写真が白木になっていますけども、戦災前のガラス乾板写真を見てみると、上洛殿と比べて黒木書院の長押や柱は明らかに黒光りをしています。染付け、もしくは色付けというように部材に黒い色が塗ってあったような気がしますが。それについては復元をされない。もしくは、黒く見えるのは、今回は復元しない、無視することを決められたのかをお聞きしたいです。
瀬口座長	建造物部会では、どのような議論があったのかを含めて紹介してください

	さい。
事務局	黒木書院は松の木で造ってあり、松は黒木になりますから、そのままの白木です。
三浦構成員	黒木という言葉は、3種類くらい使い分けがあります。まずは皮つきの丸太のことを黒木と言います。写真は皮つきではないので、関係ないです。もうひとつは、松の木を使ったのを黒木と言います。もうひとつは、中に染付け、色付けと言って、松の煙、松煙と油を混ぜたものを練って黒く色をつけたもの、色付けと言っています。例えば、古田織部守の伝書、慶長年間のものです。ここに、「御座敷は、すべて色付け」と書いてありますので、慶長年間から黒く色を付けることがあったことが明らかです。しかも御座敷ですから、お茶室系統で、すべて黒く塗ってあったというので。黒木は、松の木ではなくて、色を付けたものを黒木と言っていたのではないかと思います。もちろん松の木を使っていたのかもしれませんけども。古写真を見ると、明らかに黒光りをしていて、上洛殿の柱の色と違います。従って、黒木書院の黒木は色を付けた、色付けの黒木という意味ではないかと思い、質問いたしました。白木のまま置いておかれるのであれば、それはそれで結構ですので、一応確認をしただけです。
事務局	現在は白木のままで、松煙を塗らずに施工して、そのままでです。
三浦構成員	それでは色付けされていたことが、史料上で確認された時には、そのように復元をする可能性はあるのですか。今回は白木のままでしょうけども。
事務局	現在、お答えすることはできません。
三浦構成員	わかりました。それなら結構です。
瀬口座長	検討をして、史実に忠実にということできているので、それはきちんとおさえて進めていただきたいと思います。 御殿のまわりを路盤工で、人が歩けるようにするわけですけれども、南側に坪庭みたいのがありました。それとの取り合いみたいなものは、どのように考えているのですか。今の湯殿書院のほうに、外側から見学するとすれば、南側から、北側から行くのですか。
事務局	湯殿書院に行くルートですが、玄関車寄せのところから、外側のところからそのまま西に向かい進んで行きます。南側の外まわりで湯殿書院のほうへ行き、湯殿書院から中に入ることを考えています。

瀬口座長	庭のところとクロスする可能性はあるのですね。その取り合いに関してはどうなっていますか。それは、庭を整備する時に考えていくということですか。
事務局	南側の部分については、お庭の復元ということでご意見をいただいたと思います。南側のお庭についても、今後復元史料などを含めて検討し、復元できるものであれば復元していきます。さらに御殿の南側の部分についても、より見どころになると思いますので、考えていきたいと思います。
瀬口座長	金具なども、他の重要文化財の建造物の修復した金具に、勝るような精巧なものを検討していただいているように思います。負けずとも劣らない、という言い方のほうがいいですね。検討していただいていると思いますので、今後も6月の公開に向けて順調に進めていただきたいと思います。 それでは2番目の石垣部会の検討状況です。説明をお願いいたします。
(2) 石垣部会の検討状況について	
事務局	(資料説明)
瀬口座長	ご意見、ご質問をお願いします。
麓構成員	A3版の資料の、裏表あるものです。M区南壁の断面図を見て、堀底のグレーで太く書いた線よりも上に根石の下端があると書かれています。根石の下は、どういうものなのでしょうか。どんな解釈をされているのでしょうか。
事務局	根石の前面のところで、瓦が層状に堆積している状況が認められました。その部分については、後世の土層と考えています。根石そのものについては、後世に積み直しがされているのか、築城時のものかということについては判断がまだできていません。根石の下の部分については、築城時の盛土ではないかと今のところは考えていますが、ここについては慎重に検討を進めていきたいと思っています。
麓構成員	築城時の盛土が、堀底より上にあるわけです。この断面図を見ると。根石の下に盛土をして、根石を据えて、そこを出したまま堀底の盛土をするのが、少し考えにくいです。それでいいのでしょうかね。
事務局	可能性として、後世の時期に堀底を少し削り込んでいる可能性もあるのではないかと考えています。

麓構成員	後世に、そんな根石が出来てしまうように、それより低く掘る気がします。そのへん少し疑問が残ります。
事務局	慎重に検討をさせていただきたいと思います。
赤羽成員	<p>今のご提示いただいた資料が、3月6日の委員会で提出された資料です。本当は、それに対して石垣部会では、いろいろなコメントをさせていただいたと思います。それが出ていないので、いろいろとわからぬ点が出てくるかと思います。結論から言いますと、今年度の調査は、必ずしも全部終了しているわけではないと認識をしています。なぜかと言うと、今、麓先生がお話をされたように、地山と盛土の層状と言いますが、この関係が全部、ほかのトレンチも横並びで見ると、必ずしも整合的ではないです。その理由として、事務局は後世に掘削されたものではないかということを、石垣に影響を与えない範囲で確認をする必要があるのではないかと思います。現状変更の許可を得ての行為ですので、その範囲の中で行うか、新たに現状変更の申請をとって、今まで許可を得ていない部分でトレンチをあけて、そういうことを確認することを申し上げています。必ずしも、これですべて必要な調査を終わっているわけではなくて、これから石垣部会等の指摘を受けてどうするのか、事務局の方向性をお伺いしたいのが1点です。</p> <p>今回の資料には出ていませんけれども、やはりこの発掘調査は、市の直営で行われるべきだと思います。私どもがいろいろ注文をした時に、今年度はこれ以上できないということであれば、引き続き来年度も行うのか。そういうこともきちんと、今回の中でも説明をしていただきたいと思います。</p>
瀬口座長	根石の下の状況について、いろいろな意見があつたということです。その意見の紹介がありませんでした。事務局に聞きたいことがひとつありました。その点はどうですか。
事務局	<p>今後、これについてどうしていくのかということになります。一度調査は3月末で終了になりましたので、調査の成果を一度精査するのが、今取り組むことだと考えています。</p> <p>麓構成員からご指摘いただいた盛土の状況は、盛土の時期の検討が欠かせないと思います。そういうところを十分検討せずに、次々というわけにもいきませんので。まずはそこを行うことを考えています。</p>
瀬口座長	M区の南壁のところは、西側のところの石垣の根石の状況です。西側のところは、実際は見えているわけです。あの幅で。それを写真や図をここに出すと、今の麓構成員さんの質問の、根石の下の状況が土なのか、そうではないのかがわかります。ということで、煮詰めていっていただきたいと思います。

高瀬構成員	瀬口さんにまとめていただいた、その通りだと思います。断面図の M 区南壁の、普通考えると地山まで掘って地山の上に根石を据えていると思います。この断面図でいくと、8 の土層と 9 の土層は、このまま根石の下に入していくのか。それともここで、地山が、10 が上がっているのかが、瀬口座長が言わされたとおり、西側の壁を見ればわかるはずです。それを入れるべき。8 がこのまま根石の下に潜っているのであれば、破線でもいいのでこのまま入っていく図にしておけば、もう少しあわると思います。そういう図面を作るようになされたほうがいいのではないかと思います。
瀬口座長	検討の中で、資料ができるだけわかるようにまとめていただいたらという指摘だと思います。よろしくお願ひします。 それでは次に、議事の 3 番目の庭園部会の検討状況です。4 件あります、事務局からまとめて説明をお願いしたいと思います。
	(3) 庭園部会の検討状況について
事務局	(資料説明)
瀬口座長	4 件の説明がありました。ご意見、ご質問をお願いします。
高瀬構成員	2 つありますが、ひとつは、4 ページの図です。2 ページの絵図を見ていただくと、太鼓橋は復元しないのですか。復元するのですか。
事務局	太鼓橋が絵図に描かれています。発掘で太鼓橋の基礎と思われる石が見つかっていますので、余芳に続いて復元をしていきたいと考えています。
高瀬構成員	絵図だと、橋脚が池の中に 3 か所建っていますけれども、発掘だと 2 か所、橋脚が新しく礎石が出ています。そうすると復元は、遺構にならって橋脚は 2 か所という考え方でいくのでしょうか。
事務局	現在は、実物の基礎の石が出てきていますので、それを使った場合に上部が、太鼓橋がうまくできるかどうかという方向を検討しながら、設計は進めていくことになると思います。
高瀬構成員	もうひとつは、池底の漆喰をどうするのかということです。保護しながら仕上げるのか、そのへんの考え方を教えてください。
事務局	池底と池の側面に立派な、頑丈な漆喰が見つかりました。これは先ほどご説明いたしました、南竜練塀と同じように、今後、どのような成分でできていて、強度を出すためにはどのような修理方法、どのような補

	強方法がいいのか検討を進めます。そして、練屏と同じように修復、保存の方法の検討を進めるつもりでいます。
高瀬構成員	新しい漆喰を、あの上に重ねる予定なのでしょうか。
事務局	重ねるとか、そういったことまではまだ決めていません。どんな修復方法がいいのか、いろいろな方向で検討を進めていきたいと思っています。
高瀬構成員	では露出もあり得ると。露出か、重ねるか、どちらを選ぶかは、これから検討していくということですか。
事務局	その通りです。
三浦構成員	資料6の御練屏についてお聞きしたいのですが。30年度の右の四角に書いてある、修理・保存方法の検討で例と書いてあるところです。樹脂の浸透処理などと書いてありますけど、一応、御練屏は本物が残っているので文化財です。文化財を修理する時には、耐用年限の問題と、新たに加えた部材が不適切だった場合に、それを除去することができるよう、可逆性の問題があります。樹脂を浸透させてしまうと、可逆性が保たれない。もうひとつ樹脂は、耐用年限が極めて短いです。しかも御練屏のように、太陽光線、紫外線が非常によく当たるところに使いますと、かなり短い年限で劣化してしまいます。樹脂については、非常に慎重に、基本的には使ってはならないと思います。特に31年度の右のほうに、試験施工が4月から6月と書いてありますが、そこに剥落片のエポキシ樹脂復元と書いてあります。これは剥落してしまったものをエポキシで固めるのか。それともなくなつたところを、エポキシ樹脂を使ったものでくっつけて、貼り付けるのか。このあたりをお聞きしたいです。お聞きする理由は、本物の、実物が残っているものにエポキシ樹脂は、全体に使わないようにしていただきたい。エポキシ自体は、耐用年限、特に紫外線が当たると20年から50年で完全劣化して、劣化した時に色が焦げ茶色に変色し、粉末状になってしまいます。しかも二度と取ることができません。文化財の修理ですと、壁画、国宝建造物の、広島県尾道市にある淨土寺本堂の来迎壁の壁画を、確か昭和40年くらいの修理で、エポキシ樹脂で剥落止めしたところ、完全に劣化してしまいました。紫外線がほとんど当たらないところですけども。劣化して、塗膜層が外に浮き出でて、浮き出たところから焦げ茶色に変色して茶色になってしまって、完全に壁画面を破壊してしまいました。それを除去しようと、2年くらい前に施工しましたが、完全に除去できず、破壊しただけにすぎなかったという経過があります。従って、エポキシ樹脂は絶対に使われないように求めます。同じように史跡になっている原爆ドームにエポキシ樹脂を使っていましたが、あの劣化もかなりひどいものです。2年くらい前に、さらにエポキシを使って、劣化したレンガを固め

	る提案がありましたが、使わないようにということで否決されています。なおかつエポキシ樹脂自体は、発がん性物質なので、作業員の方の健康被害になると思います。今後、そういうものの問題にもなるかもしれませんので、エポキシは絶対に使わないように、試験施工もしないようにしていただきたいと思います。
丸山副座長	エポキシと書いてありますが、エポキシは使いません。シリカ系のものといい質のものがあります。それを今、劣化した岩に施工していただいている。それは毛越寺とかあいうところで、すでに実績があるて。
三浦構成員	シリカなら大丈夫です。
丸山副座長	シリカ系のものでやる予定です。
三浦構成員	エポキシと書いてあったので。
丸山副座長	ちょっと間違えると思います。それと、先生が言われる公害問題です。有機系のものは気をつけないといけないというのがあります。むしろここで問題になっているのは、かなり劣化した練屏を、一部はそのまま置きたいと。そのために、先ほど言ったシリカ系のもので埋めると。もうひとつは、建造物部会と相談をしないといけないのでですが、かつての南蚕練屏は瓦がよく使われているので、そういうものを復元するのか。そういう検討を共同で。庭園部会からある程度たたき台をだして、相談させてもらいたいと思っています。ちょっと補足です。
瀬口座長	ほかには、どうでしょうか。
丸山副座長	今ご説明ありましたように、追加指定で二之丸庭園が6倍になりました。今でもちょっと心配なのが、調査関係の体制です。城の整備室の方を、ぜひ整えていただきたい。3人は天守閣の方へ行かれるということですけど、庭園部会のほうがかなりこう。ある意味、余芳などが復原的に建ちますと、非常にお客様も目立つので。そういうものも含めて、どういう体制でされるのか、ぜひ再検討していただいて、そのあたりを厚く。あまり庭園部会のことばかり言ってはいけませんけども。ほかの部会もそうです。考えていただきたいと思います。
瀬口座長	資料4の3ページ、今、余芳の話がありましたけども、余芳は名古屋城内から東区のほうへ移築して、少し増築されていましたが、それを改めて解体して名古屋市へいたいた経緯があります。その時は私も立ち合いましたので、解体の調査記録とともに、ほぼ全部の部材を持ってきた記憶があります。保存されていない部材が、かなり量があるのかどうか。この文章を見ると、実在しない灯籠を復元するのが復元的整備であつ

	て、余芳は部材があるはずなので同じ扱いはおかしい。現在保存している部材は当初のものかどうか調べないといけませんが。しかし、その当時のものがあると思われるものを、復元的整備と書いている意味は、どういうことでしょうか。
事務局	復元の「元」が、元々余芳は部材もほとんどありますので、元位置に復原ということでありますと、復元の「元」は「原」のほうの復原だと思います。これは間違っています。申し訳ありません。まったくものがなくなってしまっている場合は、「元」という復元を使ったつもりですが、余芳については、先生が言られたとおり、部材が残っていますので。できましたら来年度、すべての部材が揃っているかどうかの再確認をしたいと考えています。
瀬口座長	こここの余芳の部分の保護層を 60 cm 盛るわけです。そうすると庭園部分との高さの差が出る可能性もあると思います。高さの違いは、どういうふうに調整しようとしていますか。
事務局	それが最後にご説明した青い線で描かれた図面が、検討状況になります。余芳の高さが、この位置で元々の地盤高よりも 60 cmほど、保護層の分だけ上に上がってきた場合に、周辺との取り合わせがどのようになってくるのかというのを、建物から御庭のほうがどんなふうに見えるかということを、断面図を描きながら、外からの見え方、あるいは建物の中から外の見え方。そういうおさまり具合を立体的に、もう少し言いますと雨が降った時の排水の状況とか、そういうことも含めて詳細に検討を進めていこうというところです。
瀬口座長	どっかで逃げようとしているわけですね。庭園全体の高さをどうするかという問題が、一方ありました。
丸山副座長	文化庁と相談して、一応建前で 600mm とありますが、それを例えれば 300mm で可能なのかどうか。余芳の建て方です。土台等も考えなければいけないので。ちょうどここに手水の発掘された時の、多分赤いベンガラだと思います。そういう手水鉢の成果、まわりのところが出てきています。あまり高くなりすぎると、全体でおかしくなることもあります。どうしても保護層は設けなければいけないので、600mm なのか、400mm なのか、どこらへんまで、せめぎ合いながら、なるべく、私自身は高くしたくはないです。調整したいです。その後は、まわりの造成によって、縁はかなりつぶされることによって修復は可能だと思います。4 ページの図面にある飛石などは書かれていますが、一切こういうものを据え付けるという意味ではありません。まず土地造成をして、権現山を見ていただいた時にわかりますように、園路をずっと設けていくて、落ち着いてからこういう飛石をするのかも考えないといけないと思っています。木橋のほうも先ほどお話しでましたけど、形態とかそういうものでやるか

	ということも、今後検討していかなければなりません。おおざっぱに土地の造成が、まずされてから次の段階に進めていくことだと思います。
瀬口座長	余芳のところで建物の位置、向き、高さを考えるという、その高さは、地盤の高さです。建物の高さは部材があるので、今の説明だと盛土というか、建物を保護する保護層の高さのことですね。 ほかには、よろしいでしょうか。 それでは4番目の天守閣部会の検討状況についてです。説明をお願いいたします。
	(4) 天守閣部会の検討状況について
事務局	(資料説明)
瀬口座長	天守閣部会の検討状況について、報告がありました。ご意見、ご質問をお願いします。
小浜構成員	バリアフリー化の、エレベーターは悩ましい問題ではないかと思います。ある程度有効なエレベーターにしようとすると、どうしても既存の軸組を、柱を撤去するとか、部分的な撤去をするとか、梁も切るとか。そういうことをしないと、なかなかエレベーターは設置できないかと思います。木造の軸組は、ある程度部分的に撤去を、変更するは可能なのですか。
事務局	史実に忠実というかたちが、どこまでが史実に忠実にという定義はなかなか難しい問題があります。文化庁にも明確な基準がありませんので。これについては、求める史実の忠実性をどこまでにするのかというのも含めて検討していくみたいと思います。
赤羽構成員	資料の8-1をご説明された時に、この資料を持って文化庁に報告に行った、説明に行ったというふうにお聞きしましたが、それは事実でしょうか。文化庁とコンタクトを取っているということでしょうか。
事務局	こちらの資料については、文化庁へ示させていただいている。
赤羽構成員	どういうかたちで示されたのでしょうか。
事務局	今日お示ししたのが概要ですので、それぞれについて検討を加えたものを文化庁へお示しました。
赤羽構成員	文化庁のどちらへお持ちされたのですか。

事務局	記念物課へお持ちしました。
赤羽構成員	それと、今日は3月30日で、多分竹中さんとの契約で、基本設計や石垣の調査は、石垣の調査についてお話しましたが、今までとなっていますが、基本設計は計上されているのでしょうか。
事務局	基本設計に関しては、文化庁さんへお示しする内容以外のものも、いろいろ含まれています。こちらに関して、すべてご報告しているわけではありません。
赤羽構成員	竹中さんのほうから事務所のほうへ、提出されているかどうかということです。
事務局	基本設計については、本日、完了、検査を行う予定です。
赤羽構成員	それと、先ほどのバリアフリーにありましたけども、防火などでシミュレーションを行って第三者の評価を得たいと書いてありますけども。例えば、入場者の推定みたいな、何人くらい来てくれるか、入場者の試算みたいなことは行っておられるわけですか。
事務局	どのような防災計画を作るかによって、入場者、入場制限は決まります。防災計画については、今後まだ検討する必要がありますので、それによって入場制限もあわせて検討していきたいと思います。
赤羽構成員	今、お話をされたことについては、また全体の会議でご報告いただけることになるのでしょうか。
事務局	また改めて天守閣部会に諮らせていただきたいと思います。天守閣部会の報告というかたちで、こちらにも挙げさせていただきます。
赤羽構成員	わかりました。
瀬口座長	ほかには、どうでしょうか。
三浦構成員	バリアフリーの11人乗りのエレベーター設置について、史実に忠実であることについて随分乖離する話でした。史実はある程度利便性、あるいは安全性によって曲げてもいいかもしれません。11人乗りエレベーターを設置する部屋が、名古屋城天守閣の中で最大の2階の部屋です。5間×4間の部屋で、天守閣の中で5間×4間という超巨大な部屋は、現在、日本中ひとつも残っていません。天守の梁の長さは、一般的に3間までで、4間以上は渡せません。その部屋に関しては、4間の大梁、特別大きなものを渡しておいて、5間の方向については、その梁の上で

	継いでいる、支えているやり方です。天守の木造の歴史の中で画期的、もしくは唯一、極めての見せ場です。名古屋城天守閣の中の木造の一番の見せ場のところを、11人乗りのエレベーターを造ると、大梁だけではなくて柱も大幅に切除することになります。一番の見せどころがなくなってしまいます。史実に忠実であるか、ないかよりも、木造復元をした時にどこが一番見せ場のかをよく注意して考えていただきたいと思います。11人乗りエレベーターに関して、史実に忠実よりも、木造天守の中で最大の見せ場を破壊することになります。それと、エレベーターを設置した時の利便性と兼ね合わせて、バランスをとるべきだと思います。
赤羽構成員	資料8-1の7ページに、昭和実測図に基づく、名古屋市が作成したCADデータに竹中工務店が加筆・修正された図面があります。これの一番下の部分です。この構造を見ると、新しく考えられている木造建築の、現在のケーソンの上にのうけるような図に見えますが、そういう計画で進められているのでしょうか。
事務局	既存のケーソンを利用していくたいという考えです。
赤羽構成員	これは史実に忠実ということに矛盾しないという、あるいは史実に忠実というのを持って考えると、許されるとお考えなのでしょうか。
事務局	その範囲だと考えています。
赤羽構成員	それは文化庁とコンタクトをとったうえのことでしょうか。
事務局	こちらについては、今後こういったかたちも含めてご相談していくたいと思っています。
小浜構成員	大天守の、今の7ページ、8ページに仕口の試験を行うとあります。天守については、仕口は既存の木造の軸組の仕口です。一番問題なのは耐震性だと思います、それを達成するために、現在のこれらの仕口だけで可能なのですか。それとも現代の新しい技術を、例えば制震技術とか、そういうもののを使って耐震性を高めるなど、そういうことはしなくてもいいのですか。そこらへんは検討されたのですか。
事務局	ここでは実物大の実験により、仕口・継手の構造性能を把握することを目的としています。今先生からお話しのありました、その部分だけで今の耐震性能を確保できるかということについては、継続的に検討を進めている状況です。おそらく、何らかの補強を入れることによって復元していくことになるかと思っています。

赤羽構成員	今のケーソンのことですが、先回の天守閣部会の中で、ケーソンの基礎のボーリングを行うことをお認めになったということでしょうね。なんのためにケーソンの下のボーリングを行うのでしょうか。ケーソンは、どういうかたちでボーリングを行うのでしょうか。ケーソンの下の史跡を破壊する可能性がないかどうかということもお聞きしたいです。
事務局	ケーソンのボーリング調査については、ケーソン内部にコアを抜きまして、ケーソン下部の状況を確認したいということです。ケーソンの施工がかなり古くて、下部の状況がどうなっているかわからないので、天守閣部会の皆様からも現天守閣の安全性を確認するためにも、下部の調査が必要ではないかというご意見をいただきました。
瀬口座長	資料8-1の、2ページの左側の現天守の価値の2番目のところです。現再建天守のできた背景は、戦災復興の中で不燃化が求められたのでRCにしたというふうに読みます。昭和20年代後半から、都市の不燃化ということは、運動が非常に強くなります。それは住宅や都市のものであって、隔離されたような城内の天守については、どうだったかということははっきりしていないです。調べていただいた城戸久さんの発言でもわかるように、当時は木材がないと。木材がないことが、まず決定的な要因で、造れないわけです。コンクリートの材料はあるということで、文化財として考えるのではなくて、かたちだけでも、石垣だけでは名古屋城の魅力は伝わらないので、コンクリートでもいいから造ろうというのが、城戸さんの意見だったと私は読みました。名古屋城の場合は国宝の文化財があるので、それを一緒に中に入れる博物館にしようと。外観、見かけだけは昔のまま。細部は全然違います。ということで言うと、木材が不足していることがないと、時代背景に不燃化と天守閣のRC造成はつながらないと思います。この点の指摘は3回目です。よろしくお願ひします。
事務局	説明が不足していたと思いますが、こちらの資料はあくまで11月に出させていただいた内容です。その後、修正、そのあたり、博物館を求められていたとか、修正しています。この段階の資料ということです。
瀬口座長	それでは、最後の5番目、特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）についてです。説明をお願いいたします。
	(5) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）について
事務局	(資料説明)
瀬口座長	ご意見、ご質問をお願いします。

丸山副座長	<p>63 ページです。先ほど二之丸庭園は国の名勝ということでご説明がありました。括弧で入れていただいてもいいのかもしれません、カヤですが、ただ「カヤ」と書いてありますから、天然記念物ということが抜けていると思います。</p> <p>もう1点、確認です。図表に番号がふってないので、これは後にふられるということですか。</p>
事務局	図や表がいくつもあります。この部分について、例えば表 3-1 など番号を記すべきだと思います。策定する際には、きちんと整理したいと思います。
瀬口座長	カヤが天然記念物というのは、最もだと思います。障壁画は重要文化財だとか、全部どうするかという問題があるので。これは事務局に整理していただくのですか。そうしましょうか。
丸山副座長	普通、カヤは、他のところではめったに出てこないジャンルだと思うので。書いておいてもらったほうが、いいのではないですか。
瀬口座長	ご検討ください。
赤羽構成員	<p>210 ページの一番下のところに、バリアフリーについて耐えうる対応と書いてあります。非常に大きな問題だと思っています。戦国、近世のお城は、非情というのか、情けに非ずという基準の施設だと思います。その中でバリアフリーの思想は、当然なかったと思います。もうひとつは、不特定多数の人間がそこに入り込むことを想定していない建築物だと考えられます。先ほど史実に忠実なことが、しんどいという、柔軟性を持って考えたらどうかというご意見がありました。私は、バリアフリーを行うなら、木造天守は不可能であると言わざるを得ない。現天守を改修して、瀬口先生が言われましたけども、現天守の意味も十分考えて、継承する方向でというのが、どこかに書いてありました。そのことから言うと、現天守が持っている役割みたいなことも考えて、現天守を改修することによって、バリアフリーの問題も解決するのではないかと思います。ないものねだりを、今回の木造天守はしすぎだと私は思いました。単なる感想で申し訳ないですが。</p> <p>もうひとつ、直接、今お話はありませんでしたが、5月7日をもって天守閣をクローズすることが、テレビのいろいろなところで出ています。何の目的で天守閣をクローズするのかについて、お尋ねしたいです。</p>
事務局	天守閣を入場禁止にすることに関しては、元々耐震性が低い ISS0.14 でしたので、この問題をどうするかが課題でした。それについて、名古屋市としては、天守閣の木造復元の整備の過程の中で、それにともなって入場を禁止する時期を考えました。今後石垣の穴蔵部分

	の調査などをしていく考え方の中で、早ければ5月にそういう調査をしたいと考えまして、昨年の段階で、5月7日の入場禁止にする方針をだしました。ある程度早めにしておかないと、いろいろなところに影響を与えますので、今お話ししました経過の中で決めてきました。
赤羽構成員	今の所長さんのお話の中で、2つあります。耐震調査をしたら危ないので、クローズすべきだという論調にも聞こえました。それから穴蔵の調査等をするために、クローズするというような意味にも取れます。特に穴蔵の調査は、どういう調査をされるのか。文化庁の現状変更案件にあたるのではないかと思います、そのへんはいかがでしょうか。
事務局	あくまでも現天守閣の耐震性が低いので、どこかの段階で出入を禁止していく。という中で、ひとつの我々の計画の中では、早ければ5月に穴蔵の調査をしたいと。調査の具体的なことまでは決まっていません。当然文化庁の許可を得ているわけではありません。そういう可能性があるので、そのタイミングで閉めていくことを、昨年の段階で決めて公表し、周知を図ってきました。大元としては耐震性が低いということです。
瀬口座長	全体を通してご意見を伺っていますが、このことについて他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、保存活用計画案については、これで終わりにさせていただきます。全体を通して何かあれば、お伺いしたいと思います。どうでしょうか。 それでは以上を持ちまして、本日の議題を終了させていただきます。進行を事務局でお願いします。
事務局	瀬口先生、先生方、ありがとうございました。本日の議事は終了いたします。ここで事務局からご報告をいたします。来年度、30年度に入り、6月8日に本丸御殿がオープンします。その前に式典や内覧会など、先生方に別途ご案内していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。本日伺いました意見を参考にさせていただきながら、名古屋城全体の整備を進めていきたいと思います。今後もご指導、ご助言をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

産業・歴史文化・ 観光戦略特別委員会

説明資料

名古屋城整備について

平成29年11月20日

1 名古屋城における主な整備内容

区分	内容
名古屋城の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡名古屋城跡全体整備計画に基づき、石垣の整備、本丸御殿障壁画の保存修理、二之丸庭園の保存整備、重要文化財等展示収蔵施設の整備を実施 ・特別史跡名古屋城跡を適切に保存活用していくための基本方針等を定める特別史跡名古屋城跡保存活用計画を策定
本丸御殿の復元	<ul style="list-style-type: none"> ・上洛殿などの第3期の復元工事を進め、本丸御殿整備を完成 ・本丸御殿障壁画の復元模写及び復元過程の公開を実施
天守閣の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者の意見聴取を行いながら、基本設計、石垣調査を実施 ・市民の理解を得ながら、復元機運の醸成を図る

産業・歴史文化・観光戦略特別委員会（現場視察） 質疑応答メモ

平成29年11月20日(月)

午前11時15分～午後11時30分

質疑応答者	質疑応答の要旨
所 長	わたしも特別史跡ですので、史跡の整備、先ほどご覧いただきました二之丸庭園の復元ですか、また、展示とか、いろいろ文化庁と協議していく必要がございますので、文化庁とよく話をしているところでございます。天守閣の整備につきましても、今後整備を進めるうえで文化庁の現状変更許可が必要になります。そのためには文化庁の復元検討委員会に諮っていただく必要があります。そのために、どういう資料を準備したらいいか、そういったことも文化庁と協議しながら、そういう会議にかけてもらえるように調整をしている。今の段階はそういうところです。
岡本委員	追加だけでも、天守閣、本丸といったイメージじゃなくて、全体構想として、例えば二之丸、今日行ってきたけども、隅櫓とか順番に調査したりしてやってかないかんと思うけど。その辺をまず詰められないのか。その辺の手順としてはどういうふうになるのか。
所 長	今、ご指摘いただきました名古屋城全体整備につきましては、現在、保存活用計画というものを専門家の意見を聞きながら作成しているところでございまして、今、案をまとめているところでございますので、今後、また議会のほうにもお諮りしながら、市民のパブリックコメントなどもお願いしながら、これを策定していくこと、その中で、今後の整備の道筋といいますか、そういったものを定めていきたいというふうに考えております。
岡本委員	この流れを、ある程度の道筋をつけて、全体像のところを、やっぱりある程度位置づけだけをしていかないと、金シャチ横丁ばかりじゃないもんだから、少なくともそういうイメージを持っているので進めてほしいなということです。
松井委員	今、岡本委員から金シャチのことが出たので、金シャチ横丁の今後のスケジュール等についてわかる範囲で教えてください。
中野主幹	今、松井議員からご指摘ありました金シャチ横丁の今後のスケジュールでございます。先月、公表しました金シャチ横丁を来年の3月29日にオープンする予定をしております。その前なんですがオープンの前々日3月26、27の両日で、内覧会を今のところ予定してお

質疑応答者	質疑応答の要旨
	ります。今、工事も順調に進んでおりまして、概ね2月末には全体の工事がすべて完了して、その後3月になりましたら、テナントの従業員の教育、訓練を経まして、先ほど申し上げました内覧会を経まして3月29日にオープンする、そういう予定でございます。
山口委員長	それでは他にご発言が無いようですので、以上で終了いたしました。短い時間でしたけども、なかなか○○、ありがとうございました。